

國學院大學學術情報リポジトリ

近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営：
「公共空間」としての神社境内

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002312

近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営

—「公共空間」としての神社境内—

藤田大誠

一 はじめに—明治神宮造営の概略と本稿の検討課題—

近代日本の「大言論人」徳富猪一郎（蘇峰）の言葉を借りるなら、「我が臣民ノ君トシ、親トシ、師トシ、カトシ、仰ギ奉リ、敬シ奉リ、且ツ恐レナガラ親シミ奉リタル 天皇陛下」であられた明治天皇は、明治四十五年（一九一二年）七月三十日、「六千余万臣民ノ熱誠」空しく崩御された。⁽¹⁾

それは、「大日本帝国」即ち近代日本国家の形成とまさしく歩みを等しくしてゐた「明治」といふ日本の歴史上において類まれな激動の時代が終はつたことを意味してゐた。即ち、明治天皇・昭憲皇太后を祭神とする明治神宮の造営過程は、この時点を出発点とするのである。まづは冒頭に当たり、先行業績を参照しつつ、明治神宮造営までの概略を確認した上で、本稿の検討課題について述べて行きたいと考へる。⁽²⁾

1 明治神宮の創建事情

当初、東京市長阪谷芳郎、実業家渋沢栄一、東京商業会議所会頭中野武官らは、明治天皇の「御陵」(山陵)は是非とも東京に設けるべきことを元老、閣僚らに要望・陳情した。しかし、同年八月一日、大喪を青山練兵場で行ふこと、山陵は京都府下紀伊郡堀内村(旧称桃山城址)に内定したことが河村金五郎宮内次官によつて公表された。これにより世論は、徳富蘇峰によつて創刊された東京の主要新聞の一つ『国民新聞』の「明治神宮」創建キャンペーンなどに見られるやうに、「御陵」誘致から「神社」(神宮)建設へと転換する。

大正元年八月十二日、東京各団体連合協議会委員会において、阪谷芳郎・中野武官に具体案作成が一任され、十四日に「覚書」が完成し、二十日の協議会で可決した。これにより、実質的に明治神宮創建の骨子が定まつたといへるが、その内容は次の如くであつた。①神宮は内苑と外苑とから成る。②内苑は国費を以て、外苑は献費を以て奉賛会が造営する。③内苑は代々木御料地(南豊島御料地)、外苑は青山旧練兵場を最も適當の地とする。④外苑には頌徳紀念の宮殿及び臣民の功績を表彰すべき陳列館、その他林泉等を建設する。

ただ、誘致運動は彼らのみに留まるものではなく、他の候補地として、陸軍戸山学校敷地、陸軍士官学校中央幼年学校敷地(市ヶ谷)、上野公園、駿河台、目白台、小石川植物園、芝三光坂附近(白金)、豊多摩郡和田堀内村大宮(西永福)、霞ヶ関、御嶽山、多摩川上流、井の頭御料地、半蔵門から吹上御苑、国府台(市川)、大宮、朝日山(飯能)、宝登山、城峯山(秩父)、箱根、横浜、富士山、筑波山、国見山(常陸太田)などが手を挙げてゐた。

その後、大正政変(西園寺公望↓桂太郎↓山本権兵衛と首相が変遷)の最中、神宮創建運動は一時停滞するが、大正二年二月二十七日に貴族院にて請願「先帝奉祀の神宮建設に関する件」が、さらに同年三月二十六日には、衆議院にて建議「明治神宮建設に関する件」「明治天皇聖徳記念計画」が可決された。そして同年八月十五日、内務大臣より

「明治天皇奉祀の神宮創設に関する件」が閣議へ提出されて十月二十四日に同件は閣議決定となり、十一月二十二日には、明治天皇奉祀の神社創設に関する上奏が裁可された。

これを受け、同年十二月二十日に「神社奉祀調査会官制」が公布された（大正三年十一月三日が最後の会議）。同月二十二日には、会長の原敬（内務大臣）以下、委員が任命され、発足時は、蜂須賀茂韶（枢密顧問官）、徳川家達（貴族院議長）、奥保鞏（元帥・陸軍大将）、井上良馨（元帥・海軍大将）、戸田氏共（宮内省式部長官）、渋沢栄一（実業家・第一銀行頭取）、山川健次郎（東京帝国大学総長）、水野錬太郎（内務次官）、大岡育造（衆議院議長）といふメンバーであつた（会長は大正三年四月十六日以降、内閣総理大臣兼内務大臣の大隈重信、大正四年一月十七日以降は、内務大臣の大浦兼武が務め、また、幹事は当初、内務省神社局長の井上友一、大正三年四月六日以降は内務省参事官の山田準次郎が務めた）。

神社奉祀調査会においては、次々に具体的な事柄が決められて行つた。まづ大正三年二月十五日の第四回神社奉祀調査会では、鎮座地が代々木（南豊島御料地）に決定した。同年三月十七日、宮内大臣が鎮座地を代々木・南豊島御料地に定めることを許可し、同年四月二日に上奏を経ることとなる（「内定」）。これにより、他の候補地の可能性が消えた。また、同年四月六日には、神社奉祀調査会の第二次委員が補充され、専門的知識を有する特別委員も選出された。次のその氏名を列挙しておく（特別委員○、特別委員長◎）。

- 福羽逸人（宮内省内苑頭）、◎阪谷芳郎（東京市長）、奥繁三郎（衆議院議長）、○井上友一（内務省神社局長）、大谷靖（内務省会計課長）、○三上参次（東京帝国大学文科大学教授）、○萩野由之（東京帝国大学文科大学教授）、○伊東忠太（東京帝国大学工科大学教授）、○関野貞（東京帝国大学工科大学教授）、○萩野伸三郎（東京女子高等師範学校教授）、下岡忠治（内務次官）、○堀田貢（内務省参事官）、○近藤虎五郎（内務省技師）、○市来乙彦

(大蔵省主計局長)、川瀬善太郎(東京帝国大学農科大学教授)、本田静六(東京帝国大学農科大学教授)、小橋一太(内務省土木局長)、久保田政周(東京府知事)。

さらに、実務を担当する専門家の事務嘱託としては、任命時にばらつきがあるが、伊東忠太、牧野正雄、安藤時蔵、宮地直一、関根正直、大貫眞浦、今井清彦、久保憲鄰、多村知興、佐野利器、黒板勝美、中川忠順、関保之助、大江新太郎、原熙が任命されてゐる。

しかし、同年四月十一日には、昭憲皇太后(明治天皇の皇后)が崩御されるといふ事態が起こる。これに伴ひ、神社奉祀調査会の建議があり、同年八月十五日には昭憲皇太后合祀の件が裁可される。

同年五月一日には、第一回の神社奉祀調査会特別委員会が開会する。調査会における議論の前提となる特別委員会の調査は、社名、例祭日、例祭日勅使発遣、社殿・附属建物の種類・坪数、社殿の様式・材料、神座装飾、神宝、殿舎装飾、境内・参道、境内保護取締、境外道路、神宝(宝物)殿、外苑施設、経費にまで及んでゐた。ここで特に重要な①社名、②社殿、③外苑の三点についてみると、次のやうであつた。

①社名 三上参次・萩野由之・萩野仲三郎を中心に検討↓「東京神宮」でなく、「明治神宮」に決定。

②社殿 伊東忠太・関野貞を中心に選択。「新例」か「先例」か↓流造(平安朝以来最も普通の様式)。

③外苑 青山練兵場跡。費用は全て国民による奉賛金を以て支弁。内外苑連絡道路は東京市負担。

かうした議論を積み重ねて次々と内容が決定され、遂に大正四年五月一日、内務省告示第三十号として、「明治神宮 祭神 明治天皇 昭憲皇太后 右東京府下豊多摩郡代々幡村大字代々木ニ社殿創立社格ヲ官幣大社ニ列セラル旨仰出サル」と発表されたのである。

2 明治神宮の造営過程とその展開

明治神宮「内苑」の造営は、国費により、同年四月三十日の勅令第五十七号「明治神宮造営局官制」(内務大臣の管理に属す)で設置された明治神宮造営局(政府)が推進した。しかし、この巨大事業の完遂は、全国からの献木や青年団の勤労奉仕(日本青年館設立にも繋がった)など、「官」からの呼び掛けに応へ、積極的、自主的に協力した数多の「民」(国民)の尽力無しには到底考へられないものであった。大正九年九月には表参道が完成し、同年十一月一日の鎮座祭へと至る。一方、「外苑」の造営は、あくまでも国民からの寄附による民間組織の明治神宮奉賛会(同五年五月に財団法人化)によつて設計が示され、その工事は明治神宮造営局に委託された。聖徳記念絵画館(明治天皇の事歴を絵画〔壁画〕で再現、壁画完成記念式は昭和十一年)を中核として、憲法記念館、葬場殿址、競技場(大正十三年には明治神宮競技〔体育〕大会が開始され、国民体育大会の前提となる)、野球場、相撲場、庭園等が建設された。大正十五年十月二十二日には竣工奉獻式が行はれた。なほ、明治神宮内外苑造営は、近代日本における「造園学」の成立を促し(本多静六・本郷高德・上原敬二ら)、後の都市計画・公園行政に従事することになる多くの有為な人材を輩出する契機にもなった(原熙・折下吉延・田阪美徳ら)。

しかし、大東亜戦争下の昭和二十年四月十三日、空襲により明治神宮の本殿・拝殿は焼失し灰燼に帰してしまふ(御神体は守護)。占領期には、仮社殿(仙台・第二高等学校明善寮学生の御用材献納、神部満之助の間組の造営奉仕)が同二十一年五月三十一日に竣功した。さらに同年六月一日には、「明治神宮崇敬会」が設立する。そして、内苑に隣接する代々木練兵場は米軍家族住宅のワシントンハイツに変貌してしまひ、昭和二十年の「神道指令」や翌年の改正「宗教法人令」により、明治神宮も宗教法人として再出発せざるを得なくなる。同二十七年のサンフランシスコ講和条約により日本が独立を恢復すると、翌年には明治神宮復興奉賛会が設立された。新社殿は建築家・角南隆(元内

務省神祇院造営課長)の設計になり、昭和三十三年十月三十一日には本殿遷座祭遷御の儀が執行され、翌日に奉幣の儀、同三日に例祭、さらに同四日には、昭和天皇・香淳皇后の行幸啓が行はれた。

このやうに戦後の復興は着々と進められたが、一方では、昭和二十年九月に占領軍が明治神宮外苑を接收した際、中央広場が球技場に変貌し、また、明治記念館の改築、或いは東京オリンピック開催に際して昭和三十一年十二月に陸上競技場を国に譲渡し大スタジアムを建設するために、外苑内の緑地(オープンスペース)は失はれてしまった。⁽⁴⁾

しかし、陣内秀信が「原宿には圧倒的に人を惹きつける初期条件があった。それは、大正時代に計画道路が明治神宮の表参道として作られたことです。(…中略…) 広くてパースペクティブな空間に並木があつて、しかもゆったりとした土地利用。こんなベースがあつて発展した都市空間は、日本にはほかにない⁽⁵⁾」と述べるやうに、〈初期条件〉たる明治神宮内外苑の造営、さらに、この大事業に関はつて整備された道路(表参道、外苑の銀杏並木、内外苑連絡道路など)や各種インフラが無かつたならば、「表参道駅」、「明治神宮前駅」、「外苑前駅」、「参宮橋駅」、「北参道駅」といふ明治神宮に因んだ名称の各駅とそれを取り巻く繁華街や住宅街(「原宿」、「表参道」、「渋谷」、「青山」、「代々木」、「千駄ヶ谷」など)、さらには外苑に設けられた日本の代表的な各種体育施設や文化施設などの、首都(東京)における一大「都市空間」は、現在の如き姿にはならなかつたのである。

3 本稿の検討課題

以上、明治神宮造営の概略を記してきたが、かかる平板な記述では、明治神宮内外苑造営のダイナミズムを伝えることは到底出来ない。筆者は最近、明治神宮の歴史的研究に関する研究史の整理を行ったが、平成に入つてから本格化して来たその多岐に亙る研究内容は、単なる「神社史」の範疇を遥かに超えるものであり、日本近代史(政治史、

制度史、社会史を含む）、建築史、造園史、都市史、都市計画史、美術史、体育史などの多彩なアプローチから取り組まれ、しかも近年は学際的な共同研究の様相を呈してゐる。⁶⁾ とりわけ、山口輝臣の研究を契機として、近年では青井哲人や畔上直樹が牽引車となつて展開されてゐるやうな、近現代日本の「社殿様式」論や「鎮守の森」論、「神社風致」論、「公園」論及び「神苑」論、「外苑」形成論などの様々な観点を踏まへた、明治神宮の内苑と外苑の双方を含む総合的な明治神宮史研究の視座が共有されつつあるといへよう。⁷⁾ かかる視座を踏まへ、本稿では、次のやうな三つの課題を設定し、「近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営」といふ主題に関して検討したいと考へる。

(一) 近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営過程は具体的にいかに交差するのか？

(二) 帝都東京における神苑形成の中での明治神宮「外苑」の登場の意義とは何か？

(三) 明治神宮内外苑の造営は以後の神社境内整備にどのやうな影響を与へたのか？

そして、筆者は〈「公共空間」としての神社境内〉といふ補助線を引くことによつて、この未曾有の国家的・全国的プロジェクトである明治神宮内外苑の造営といふ出来事が、近現代日本の神社境内、特に〈帝都東京〉における神社境内の「公共性」の在り方の変遷に、如何なる関はりを持つてゐたのかについて聊か考察を及ぼしてみたいと思ふ。

二 「公共空間」としての神社境内と「公園」

1 「公共空間」としての神社境内

ここでは、〈「公共空間」としての神社境内〉といふ観点について説明する。⁸⁾ 無論、「公共空間」或いは「公共性」

といふ概念は、様々な分野でそれぞれ使用されてきた極めて多義的な言葉である。⁹⁾しかし本稿においては、後述するやうに、近代日本において「国家ノ宗祀」とされた〈神社〉の「祭祀」やその執行に不可欠な施設・敷地を含む空間である「境内」の歴史的「公共性」に鑑み、神社境内そのものやその旧社地（社領）が転化した「公園・緑地」(オープンスペース)などの隣接空間について、「公共性」を有する実体を伴った具体的な「空間(場)」としての「公共空間」(public space)と捉へ、その「公共性」の継承や質的変容の推移を具体的に検討したいと考へてゐる。

そもそも、齋藤純一に拠れば、「公共性」(public)の語は、①国家に関係する公的なもの (official)、②特定の誰かにはなく全ての人々に関係する共通のもの (common)、③誰に対しても開かれてゐるもの (open)、といふ意味に大別できるといふ。¹⁰⁾これを敷衍すれば、神社境内といふ「空間」は、「私的な」(private)、或は「個人的な」(personal)、「隠れた」(secret)場所ではない、「公共性」を有する空間、即ち「公共空間」として位置付けられ得る。

また、「公共空間」を「都市の重要な構成要素」として捉へた「ヨーロッパ大都市の公共空間(官公庁施設として公共建築に止まらず、公共広場や街路空間、公園・緑地も含む)¹¹⁾」の如き西洋的オープンスペースの在り方とは異なつて、人々の主体的な社会的・経済的・政治的営みによつて次第に「広場化」されることで形成されてきた日本のオープンスペースとしての「広場」¹²⁾、とりわけ日本における「社会Ⅱ空間構造」及び「社会Ⅲ文化構造」の歴史的特質を解明するための具体的な素材ともされてきた、近世後期から近代初頭における江戸―東京の「広場」(広小路や境内地)¹³⁾の歴史的展開についての研究をも踏まへ、「産業革命と市民社会と、その両方の面からみた近代化の指標」としての「公共空間」と論じられた「駅」¹⁴⁾などとは異なる「伝統(歴史)」と「近代」が交錯する空間として、近代日本における〈「公共空間」としての神社境内〉を捉へたいと考へてゐるのである。

2 明治初年における社寺境内と公園

そもそも、「公共空間としての公園・緑地」⁽¹⁵⁾については、すでに「公園史」の観点から多くの先行業績が積み重ねられてをり、その中で近世・近代の社寺境内と「公園」との歴史的關係についてもそれなりに言及されてきた。⁽¹⁶⁾

例へば、田中正大は、「社寺境内の公園化」について、「多くの社寺境内地のうち、公園と名のつくのは、一部に限られたが、市民の側からいうと、どれも大差はなかった。(…中略…)江戸時代に公園という制度はなくても、実質的な公園はたくさんあったことに気づく。大部分は社寺境内地であつて、広大な面積をもち、しかも町のもっとも景勝地に位置していた。維新政府は、社寺境内が機能していた遊覧を安堵し、制度化しようとしたのである。陸軍省や文部省が広い敷地をねらっていたし、士族授産のための土地を必要としていた。江戸時代の遊観所は、各地で危機にひんしていた。明治六年一月の太政官布告は、こうした時期に出されたもので、遊観所の消失はくい止められた。そして遊観所は、公園と名を改めて、欧風都市へと歩みだした。」⁽¹⁷⁾と述べてゐる。

田中のいふ明治六年における「公園」設置の法制化と社寺境内との関りは、同年一月十五日、太政官布告第十六号による「公園」(「太政官(制)公園」として知られてゐる。具体的には、同年一月、大蔵大輔井上馨によつて、「地券税法御発行ニ付テハ旧来無税ノ除地ハ何レモ持主相定収税ノ筈ニ御座候処三都府ヲ始各地方ニ於テ人民遊歩宴会等致シ来候勝地ノ類ハ大ニ其土地ノ繁盛ニモ關係致候儀ニ付一概其持主ヲ定メ有税地ト致トキハ勝手ニ其花木ヲ伐採田園ヲ開キ旧来ノ勝景ヲ失ヒ候ハ、持主ニ於テハ聊利潤モ有之候トモ一方ノ為メ却テ多少ノ損失ヲ醸成可致ハ勿論第一ヶ様ノ勝地ハ国土ノ美目ニ付人民ヲシテ縦遊散步其身目ヲ娛樂セシメ其身体ノ健康ヲ助ケ衆庶ノ勞力ヲ慰セハ所謂偕楽ノ一端ニモ有之旁以各地方官ニ於テ有名ノ勝地ヲ択ヒ永ク公園地ト致候積取調函面ヲ以為伺出候様致度依之別紙御布告案相添此段相伺申候也」⁽¹⁸⁾といふ正院宛の伺が出されたことを直接的契機とする。その結果發出された太政官布

告第十六号「社寺其他ノ名区勝跡ヲ公園ト定ムルノ件」は、「三府ヲ始人民輻湊〔轄〕ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等是迄群集遊観ノ場所（東京ニ於テハ金龍山淺草寺東叡山寛永寺境内ノ類京都ニ於テハ八坂社清水ノ境内嵐山ノ類総テ社寺境内除地或ハ公有地ノ類）従前高外除地ニ属スル分ハ永ク万人偕楽ノ地トシ公園ト可被相定ニ付府県ニ於テ右地所ヲ択ヒ其景況巨細取調図面相添大蔵省ヘ可伺出事¹⁹」といふものであつた。

これを受け、〈帝都〉の東京府では、金龍山淺草寺、三縁山増上寺、東叡山寛永寺、富岡八幡社地、飛鳥山の五ヶ所が「公園」と定められた。内務省地理局編輯『例規類纂』に記載されてゐる「〔回答〕租稅寮（東京府）へ²⁰」に拠れば、

「公園ノ儀ハ御意見ノ通り現今ヨリ欧米諸国ノ体裁ニ倣ヒ候儀ニハ無之元来有名ノ勝地ヲ無故破壊セサル様ニトノ旨趣ニテ鄭重ノ入費ヲ人民ヘ賦シ更ニ風景ヲ裝飾スルノ趣意ニ無之候間御意見ノ通り簡便ノ方法ヲ以テ御処置相成度猶見込ノ趣ハ別紙ケ條書ヲ以テ御通達及候間夫是參酌適宜ノ方則御取調今一応御申出相成度」とされ、附されてゐる別紙では、先の五ヶ所を公園としたことが記されるとともに、「公園取扱心得」が提示されてゐる。勿論、社寺境内の「公園」化についての大蔵省に対する伺は、東京府だけでなく全国各地から寄せられてゐる。²¹

なほ、造園家・作庭家の小澤圭次郎が、「明治六年、癸酉、七月、淺草西鳥越町なる中西某が、下谷三味線堀と、鳥越の間の、松平下総守殿屋敷跡へ、あらたに伊勢太神宮を建立す、其社前に、菅麻社、^{スガマ}神楽殿等を建列ね、後の方に高さ三丈ばかりの山を築き、三方に池を堀りて、松、さくら、其余の樹木を栽並べ、池のほとりに、藤棚を作り、更に四時花木を植ゑ、又草花をも栽培して、諸人遊覧の所と為す、其工事、大半成就せしが、惜む可し、十年の半ばより、故ありて、社地を廢し、木を伐り、山を崩し、池を埋めたり、予以為らく、是ぞ一箇人の力を以てして、公園を開設する者なり、但其之を破壊せし事故を聞知せざるは、遺憾といふ可し。²²」と記してゐることも興味深い。松山恵に拠れば、この明治初年における「皇大神宮遥拝所」の名所・公園化以降、「分霊」をしない空間としての「遥拝所」と神霊（祭神）を祀る空間としての「公共神社」（当時の文書に現れる文言）との区分の問題が発生するといふ。²³

3 神社境内の歴史的「公共性」に由来する「神社の公園化」

以上のやうな主に「公園史」研究で深められてきた明治六年の所謂「太政官（制）公園」における社寺境内の取扱の前提として、明治初年における「社寺領上地」に触れておかない訳には行かない。阪本是丸は、「明治四年一月五日の上地令によって社領はことごとく収公され、その現収納高の半分が給与されることとなった。（…中略…）また半租給与とはいっても、従前の社入が半減することになるのだから神社を維持するためには相当の経費削減が必要不可欠であり、いずれにせよ上地令は全国の神社——むろん寺院も——に深刻な経済的危機をもたらしたのである。さらにこの上地は田畑といった作物収穫地にとどまらず、墓地を除く山林・荒蕪地、神官・人民の居宅にまで及んだから広い意味での神社境内地は消滅し、伝統的な神社の景観は変容を余儀なくされた。現在、大きな神社の近くにある公園もかつてはその神社の境内地であったものが多い。それは明治六年一月十五日のつぎの太政官布告第一六号に由来している。」⁽²⁴⁾と論じてゐる。この指摘通り、社寺が旧境内地を地域社会のための「公園」として提供してゐる事例は多い。当然それは、神社の祭祀・祭礼やその境内が歴史的に「公共性」を持ち続けてきたこととも関はる。具体的には、古代の神祇令や鎌倉幕府の貞永式目、江戸幕府の神社条目、さらには明治四年五月十四日の「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有スヘキニ非サル」といふ太政官布告から窺へる。⁽²⁵⁾特に明治四年の太政官布告によって神職の世襲を廃し、神社の国家的公共性が改めて確認されたことは重大な意味を持つ。無論、近代全般において全神社が国家的保護を受けたのではなく、伊勢の神宮や官国幣社とは異なる府県社以下の神社は、その祠官・祠掌の身分が明治十二年に「一寺住職同様」とされるなど、少なくとも明治末期までは「国家ノ宗祀」の語に相応しい待遇に浴したとは到底いへない。しかし、同十四年に社寺の財産と神職・住職の財産とを明確に区分させて以降、明治憲法や民法において「公共利益」や「法人」の概念が明文化されていくのに伴ひ、神社・寺院は「公益法人」として理解され、

特に神社については、「国家の営造物にして公法人」といふ行政的位置付けがなされる。

ここで、明治三十五年における神職の「公共事業」観の一端を紹介しておきたい。神宮司庁の古事類苑編纂嘱託佐伯有義は、「吾曹は全国の同職諸氏に対し、奉務の余暇時間の許す限り、公共事業に大に力を用ひられむことを希望す。一万五千の同職中、既に幾多の公共事業に尽瘁せらるゝ諸君なきにしもあらざれど、それは極めて少数にて、その事業も一定せざるを以て、為し得べくは全国の同職、同一歩調を以て、同一事業に従ひ、社会一般に利益を与ふると共に、間接に斯道を益し、吾人の地位を高むる途を講ぜむと欲するなり。(…中略…)さてかく思ひ定めて、如何なる事業が最も行はれ易く、最も社会を益するかと、種々考慮を費せしに、軽便なる図書館の設立は、同職今日の地位上最容易にして、しかも社会を益する所甚多大なりと信ず。」⁽²⁶⁾は改行を示す。以下も同様)と述べ、図書館を全国の神社域内に設置するといふ構想を披瀝してゐる。当該論考は、当時における神職の「公共」や「公共事業」の捉へ方や、言葉としては出てゐないものの、「公共空間」としての神社域内の在り方を強く意識してゐることが窺へる。

ただ、かかる神社境内(旧境内地も含め)の歴史的「公共性」に由来する「公園化」は、一方では〈神域〉としての神社空間における尊厳保持や「風致」の維持といふ観点から見れば、大きな問題を孕んでゐたことも確かであつた。

明治二十二年、日本の近代的都市計画の嚆矢ともいふべき東京市区改正設計における東京市区改正委員会の公園計画では、全公園中の半数である二十五ヶ所が神社境内に充てられた⁽²⁷⁾。石川幹子は、「わが国で、全市的な都市づくりの中で計画的に公園を整備していく考え方が初めて実現に移されたのが、東京市区改正設計における公園計画であつた。東京市区改正条例が公布されたのは一八八八年八月一六日、これに基づき市区改正設計が日本初の法定都市計画として決定されたのは、翌年五月二〇日であり、これが日本における最初の公園計画であつた。／公示された公園は、四九カ所、約三三〇ヘクタール。このうち面積が一万坪以上の大公園は、一三カ所であり、上野(八三・二ヘクタール)、

芝（五五・六ヘクタール）、浅草（二二・四ヘクタール）、深川（六・四ヘクタール）、飛鳥山（四・五ヘクタール）の太政官布達に基づく既設公園に加えて、新設の都心の中央公園として日比谷公園（一七・九ヘクタール）、日枝神社、靖国神社、神田神社等の境内地、また隅田川に沿った河岸公園（向島公園、約五五ヘクタール）、高輪に海岸公園（高輪公園、約六ヘクタール）等、新設の大公園が計画された。また、市街地には、三六カ所の小公園が計画された。このうち半数は、湯島神社、根津神社等の社寺境内地であったが、日本橋、神田等の市街地に新たに小公園が計画される等、意欲的な計画であった。⁽²⁸⁾と述べてゐる。

この「神社の公園化」に関しては、小野良平が「神社を公園とする背景には土地取得費用の低減を計った経済的要因があったと考えられるが、官地を公園に充てるにしてもなぜ神社だったのか。これは浅草公園を代表例にみる、公園を借地収入を得るための財源として捉える東京府が、委員会において財源になる「盛り場」的空間として神社の公園化を推し進めたとの指摘がある。行政の財政上の思惑が、神社の公園化につながったということであるが、審査会から委員会にいたってより実現可能な計画案が求められてくるに従い、都市計画の構想の中で都市の理想像から公園が設定されるのとは異なる論理で公園計画が立てられた事態と見てもよいであろう。」と記し、御料地の編入問題や社寺上地官林の管理問題と密接に絡んだ東京府の「上地官林の公園への編入」にも言及してゐる。⁽²⁹⁾

4 明治後期以降の「社寺境内公園」観

さて、公園と社寺境内との関係は、「公共性」の観点のみでは済まない「祭典法用」をなすべき〈聖域〉的空間といふ観点との拮抗が問題視されざるを得なかつた。⁽³⁰⁾すでに明治二十年代後半には、次の如き法令が出されてゐる。⁽³¹⁾

①「公園地内ノ境内区域更正ノ件」(明治二十八年十一月二十六日、内務省訓令第八百三十二号) Ⅱ「道庁府県ノ

官有地ニ係ル公園中従来社寺仏堂ノ境内地タリシモノハ其祭典法用ニ必要ナル区域ヲ限り公園ヨリ除去シ更ニ社寺仏堂ノ境内地トナスヘキ見込ノ個所精細取調実測絵図面相添ヘ更正方按ヲ具シ来ル十二月二十五日限り取纏稟議スヘシ／右訓令ス」

②「公園地内ノ境内区域更正取調方ノ件」(明治二十八年十一月二十六日、通牒社甲第四十一号) Ⅱ「道庁府県ノ従来社寺仏堂ノ境内地タリシモノニシテ官有地第三種公園地ト為シタルモノハ社寺ノ祭典法用ト公園経営ノ利害ト相抵触スル等實際社寺ニ於テ不便ヲ感スル向モ有之ニ付該社寺ノ祭典法用ニ必要ナル区域ヲ限り公園ヨリ除去シ更ニ社寺仏堂ノ境内地ト為スヘキ箇所調査方今回内訓相成タル儀ニ有之尤モ本件ハ種々ノ関係モ有之儀ニ付貴庁限り調査セラレ候儀ト御心得有之度依命此段及通牒候也」

③「公園設置後建設ノ寺院仏堂境内区域取調ノ件」(明治二十九年一月十五日、通知秘別第五百七十七号) Ⅱ「道庁府県ノ官有地ニ係ル公園中社寺仏堂境内区分方ニ関シ二十八年十一月本省訓第八三二号訓令ノ次第有之ニ付公園設定後其地内ニ建設セル社寺仏堂ニシテ従前境内区画ナキ分モ右訓令ニ準シ此際区画取調稟議可有之命ニ依リ此段申進候也」

公園と神社境内の区別化の議論は、主に神社行政側の観点からなされたのであるが、明治末期の神社関係法規解説書には、「公園内に在りて神社自から境内地を有せざるものは、吾人の稀に見る所なるが、是誠に一種の変態なりとす。由来神社境内地と公園とは、其設備の相似たるものありといへども、一は神聖莊嚴を主とし、神明を慰むるを目的とし、他は清楚快豁を主とし、民衆を樂ましむるを目的となすが故に、設備上其趣旨を異にするのみならず、時としては公園の経営上神社を移転せしめざるを得ざることあるべし。然れば尠くとも神社境内地を区画し置くの計画をなすこと急務なるべし⁽³²⁾」とあつた。かかる考へ方は、次に引用する如く、まさに明治神宮造営の渦中の大正八年に上梓

された上原敬二『神社境内の設計』における「国民的公共的開放的世界的」な空間としての「神社境内」と「公園」など他の施設・空間との峻別の議論へと継承、展開されて行く。⁽³³⁾

神社の境内は公園に非ず庭園に非ず、運動場にもあらず遊園地にもあらず況んや盛場、縁日の種類に非るなり、参拝者の歡心を求むる常設娯楽場を作り、耳目を楽しましむる遊樂の設備を必要とせざる事は神社の本領に鑒みて自明のことなりとす、然るに我國の神社境内を見るに余りに卑俗にして中には善良なる風俗を乱し歌舞音曲日夜神寰に絶たず魔性の者すら境内林を徘徊することあり斯かる極端なる事例を挙げずとするも既に遊園地化し神境全く汚がされて俗風に浸潤する現況にあるを習慣とは謂ひながら世人多く之れを怪まず、此等は一面神社より見れば社入金として経済的關係を有すると他面地元氏子の習慣的固襲の久しきにより中には其非を認めながら之れを改むることの困難なる事情の存するもの少なからず氏子、総代、有力者なるものが如何に神社の施業方針に束縛を与ふるの因となるかは常に其实例を見聞したる処、然れども神社の性質を深く考慮し境内造成の本領を穿ち百年の長計と国家宗祀の起原を尊重して須らく神社当事者の猛省を冀ひ斯くして境内の理想的外觀を呈するに於て初めて森林の風致的効用を完全にするものなりと云ふべし。(…中略…) 神社の性質上其境内は国民に向ひて解放せられたるものにして一私人の専有に非るなり邦人のみならず異国の人そこに参拝す、現代の人のみならず、未来の国民亦之れに拝す、国家の存続する限り神社の命数は悠久なり、斯くの如く国民的公共的開放的世界的なるものに対し是れを造営する場合設計者の頭脳に描き出されたる個人的なる趣向、趣味に基きて造らるゝ技巧的なる施業の方針は到底容れらるゝ能はず是れ建築の設計と異なる処にして現況に関する智識を欠くに於ては完全を期し能はず従つて当代の技術發達の各方面に徴すること能はずして勢ひ設計者の頭脳に待つ処多く其一線一面に深甚の意義を蔵する所以なりとす。(…後略…)

但し、明治神宮造営後の昭和初年、東京市技師・保健局公園課長の井下清は、「社寺境内公園。神社仏閣の旧境内にして今は国有地となり公園経営を為すものと、現に境内地であるものを公園に供用するものと二種あつて、土地の沿革よりしても当然その社寺を中心とし其保安と莊嚴を保つ為めの靈域であり、社会教化と民衆慰安の公園であらねばならぬ。／＼我国には此の種の公園が甚だ多いが、往々社寺と公園当事者の融和協力に乏しく、相反目する如きあるは、宗教活動として公共事業として誠に遺憾なことである。社寺は其縁起に依る特色ある庭園経営を公園に求め、境内の適切な時代に適ふ維持管理を公園に負はしめ、公園は宗教的主旨を尊重して公園経営をするときには華麗な庭園や完備した遊戯運動施設を為す以上に公衆の身神に崇高な影響を与へ、慰安休養の目的を達するものであることを知らねばならぬ。」と述べて、「社寺境内公園」における「宗教活動」と「公共事業」の両立を促してゐる。

一方、明治神宮造営局に奉職してゐたこともある大阪府技師の大屋靈城は、「運動場小公園等の不足に伴ひ学校の運動場又は社寺の境内を一般に開放して准公園たらしめんとする企ては到るところの町にあるが一時的の応急手段としては可ならんも永久施設としては面白くない。神聖なるべき神社仏閣に於て子供の喜戯に委するに於ては神域は常に擾騒しく為に森嚴を破る事甚だしきものである。又純日本式の特別保護建築物の周囲に現代式運動機具を配するは如何にも不調和で見るに忍びざるものがある。／＼従つて市の公共施設としては成るべく社寺境内を公園とする事は避くべきである。尤も境内広くして外苑を内苑より分ち得る如き個所にありては外苑をこの運動本位の公園とするも妨げなきものである。」⁽³⁵⁾と述べ、昭和初年における社寺境内の「准公園化」構想に対して批判を加へてゐる。

ここで昭和初年の神社行政に即した「神社境内地」概念を神社法令の解説書で確認しておく、「神社境内地とは神社の御敷地のことで、普通社地（官有の場合には神地）と称して他の土地と区別し、祭典を行ひ風致を保ち、公衆の参拝社殿の建設火水災の防止等に必要なる公用の地域をいふ。免租地たるを通則とする。」と位置付けられ、「公園

地内の神社」に関しては、「神社祭典に必要な区域」について「公園」からの速やかなる「区分」を求めてゐる点で、先述した明治末期の類書と同様の認識を示してゐるといへよう。⁽³⁶⁾

三 近代神苑研究における明治神宮内外苑造営の位置付け

1 近代神社行政における「風致ヲ害セサルモノ」としての「神苑」規定

ここでは、まづ先学により展開されてきた「近代神苑」研究において、明治神宮内外苑造営がどのやうに位置付けられてきたのかを見て行くこととする。

ただその前に、そもそも近代の神社法令における「神苑」の位置付けを確認して置く必要があらう。しかし実は、神社法令集を繰つても、近代神社法令の中には、「神苑」なる語がなかなか見出せない⁽³⁷⁾のであり、「新規建造物神苑築設取締方ノ件」(明治三十四年十一月十五日、社甲第四五号神社局長依命通牒)や「官国幣社営繕ニ関スル規程」(明治三十六年十月二十六日、内務省訓令第十号)が目に付く程度に過ぎない。

前者の「新規建造物神苑築設取締方ノ件」⁽³⁷⁾は神社局長の依命通牒である。全文を引くと、「目下官国幣社ノ状況タル本殿拜殿社務所神饌所倉庫等ノ如ク神社ニ必要ナル建物ニシテ其ノ社ノ社入金ヲ以テ其ノ修繕ニ供スルニ足ラス共通金ノ支出ヲ出願スルモノ続々不尠候処共通金ト雖モ其ノ額頗ル微少ニシテ到底夥多ノ出願ニ応スル能ハサル次第ニ有之候然ルニ近來官国幣社ニ於テハ官営個所以外往々新ニ神苑ヲ設ケ亭榭ヲ構ヘ候モノ有之哉ニ相聞ヘ申候果シテ是ノ如クナレハ従前スラ既ニ修繕費ノ不足ヲ告クルニ猶又其ノ不足ヲ増加スルコトニ相成不都合不尠候條以來従前ノ建物以外新ニ建造物ヲ増加シ若ハ神苑等ヲ新設皇張セント欲スルモノアル場合ニ於テハ其ノ設計図面及必要ノ理由工

費ノ出所維持ノ方法ヲ調査シ委任條件ニ属スルモノハ予メ御打合相成様致度尚該件ニシテ当省ノ許可ヲ受ケラルヘキ向ハ前記ノ書類図面ヲ具備シ御副申相成度且本省若ハ貴庁ニ於テ既ニ許可済ノ分モ若シ其ノ工事等ニ付訂正変更ヲ要スト認メラル、向モ有之候ハ、此際相当御処置相成様致度ノ追テ府県社以下神社ノ工事神苑設定等ニ付テモ本文ノ趣旨ニヨリ御取締相成度為念」とある。即ち、これまで野放図であつた官国幣社（及び府県社以下も）における新規建造物や神苑の新規築設に対し、今後内務省で取り締まつて行くといふ内容であつた。

そして後者の「官国幣社營繕ニ関スル規程」では、「風致ヲ害セサルモノ」としての「神苑」が規定された。⁽³⁸⁾次に当該法令における「神苑」規定を抜き書きしてみよう。

第一条 建設物ノ新築又ハ増築ハ維持ノ目途確立シ風致ヲ害セサルモノニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得サルモノトス

神苑水道等ノ新設又ハ増設ニ付テモ亦前項ニ同シ

第五条 左記の場合ノ一ニ該当スルトキハ内務大臣ニ稟請セシムヘシ

- 一 建設物ヲ新築又ハ増築シ及神苑ヲ新設又ハ増設セントスルトキ
- 二 本殿、四百年以前ノ建物、特別由緒アル建物又ハ建築優秀ナル建物ノ再築、改築及模様替ヲ為サントスルトキ

第六条 第五条第二号ニ該当スルモノヲ除クノ外建設物又ハ神苑ノ再築、改築、模様替水道ノ新設、増設、変更ヲ為サントスルトキ及工費一廉三百円以上ノ修繕ヲ為サントスルトキハ地方長官ニ稟請セシムヘシ

第八条 第五条第二号ノ建設物ヲ廃棄セントスルトキハ内務大臣ニ稟請セシメ其他ノ建設物ヲ廃棄シ又ハ神苑、水道等ヲ廃止セントスルトキハ地方長官ニ稟請セシムヘシ

内務省神社局の足立収の『神社制度綱要』において、「六 官国幣社ニ於テ神苑ヲ新設又ハ増設セントスルトキハ内務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要シ、神苑ノ模様替ヲ為シ又ハ神苑水道等ヲ廃止セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。(明治三十六年内務省訓令第十七号官国幣社管轄ニ関スル規定第五條第八條)」と記されてゐるやうに、同規程には、「神苑」の新設や増設の場合は内務省、それ以外の再築や改築、模様替、廃止などに関して地方長官に稟請するやうにと定められてゐる。また、特に第五條は、先の「新規建造物神苑築設取締方ノ件」を踏まへたものであつた。

なほ、「模様替」について宮尾詮・稲村貞文共著『増訂 神社行政法講義』は、「境内の模様替とは天災地変等の不可抗力に原因するもの、外、境内中の丘陵を崩潰して平地となし、又は平地に人工を加へて丘陵となし、其他山林を開拓し、又は神苑、池泉、水道等を新設増設若は廃止し、建物の位置変更等に依る地形上の変更をいふ。／由来神社の境内地は常に其の尊嚴と風致とを保持するに必要なる区域たるのみならず、社伝古記又は歴史の証する所に依り、由緒上神社と別段の縁故あるものあるべく、又は古来の遺跡旧蹟若は区勝地として保存を要するものもあるべきが故に、其風致を毀損し地形を変更し、樹木を伐採し、又は是等の由緒縁故等を湮滅せしめざらしめんが爲めに、法の規定を以て境内の模様を交換することを禁止し、又は其交換に制限を附するは固より当然の処置なりとす。随て、特別の事由あり模様替を為さんとする場合には、地方庁に出願して其許可を受くることを要す。⁽⁴⁰⁾」と説明してゐる。また、櫻井稻麿『現行神社法令通解』は、「一、神苑を新設する場合の俗化せないことを必要とする。芝生地の上に築山泉水などを設け奇石を蒐めて裝飾となし、その周囲に楓、躑躅其他の花木類を駢植し所々四阿屋、雪見灯籠を配する如きは一見普通の庭園としては雅であらうが神苑としてはよろしくない。やはり境内森林との区画及配合を慮り、成るべく人工的施設を避け自然の地形を利用し主として常緑樹を植付くる等の方針を採り、神苑の名に反することのないやうに經營されたいとの意味を本多林学博士などはいはれて居るが、尤な説だと考へる。⁽⁴¹⁾」と述べてゐる。

2 本郷高德と上原敬二の「神苑」観

続いて、本郷高德と上原敬二の「神苑」観を窺つてみるが、両者の「神苑」観は好対照を見せてゐる。

まづ、大正八年における上原敬二『神社境内の設計』では、「外苑」と称するは境内に於ては外域林の一部を公園的取扱の下に施業したるものにして域外にありては神社附属の意味の下に全然公園的取扱を以て臨む区域の称なりとす。(…中略…) 社殿の存する最も神聖なる一廓を御敷地と称し之れを囲む最も幽邃なるべき森林区を内域と称し、内域以外の境内及び神苑にして多少風致を目的とする区域を外域と称す、⁽⁴²⁾といふ神社境内の区画(ゾーニング)のもと、「外域神苑又は外苑と称する区域には公園的取扱を施す箇所多く其の中に庭園の仕様を現すに二様あり、一つは開放せる庭園にして苑地の配置、様式、参拝者を本位として造成せるに對し他は其内の一画を囲みて建物即ち貴賓館、社務所、公会堂、記念館、陳列場又は由緒ある遺跡と共に庭園を計画することあり住吉神社、平安神宮の如し或は昔しながらの庭園を存し名匠の手になるものを保存するあり殊に僧侶の手になりしものに其例多く神仏の混交せる処の神社にも又其例を見る、前例には水無瀬宮、熊本水前寺公園あり、此等は庭園の築造法に基きて計画すれば違算なかるべく神社境内の造成と大なる關係あるに非ず。而して一般の境内に於て計画すべき造園的加工に到りては一個の庭園として主客の趣味に基きたる型に従はず飽くまでも神社の本旨を体し神境を理想化したる自然設計に親しむべし。」と記述してゐる。つまり、「外域神苑」||「外苑」と見做すとともに、「神苑」は「内域」から「外域」に離れるに従つて「公園的取扱を施す箇所」が多くなつても良いといふ認識であつた。

さらに上原は、大正十五年の「神苑の設計に就いて」において、「近來造園の進歩に伴ひ、又都市計画事業の進展に從つて神社境内の設計改造に関する論議が相当各地に起るやうになつたのは注目すべき現象である。それに関連して新に神社境内を拡張して神苑増設、神域拡張等の目論見さへ行れつゝ、あると云ふ現状にある。(…中略…) 神苑、

その意義たるや茫漠たるものである、人によつて解釈を異にし、所によつて所論を二三にする、即ち広く公園的利用に考へる場合と、極めて嚴格なる神域と云ふ意味に取る場合との間に幾多の階程が区切られて居るといふ現状である。(…中略…) 神社なくして神苑はない、この明なる事実⁽⁴³⁾に徴してこの設計築造は須らく神社の本体より発足しなければならぬことを知るであらう、神社は公園ではない、遊園地ではない、児童遊園でもなければ小学校の運動場でもない神社の本質、その境内の取扱に関しては相当に著者の書いたものがあるのでそれ等に譲るとしてかゝる神社に対して神苑が附随せしめられて居る。果して何時の頃より神苑と称せられるものが神社に置かれたかは明ではないがこれは神域にあつて尊嚴なる雰圍氣を緩和し、神慮を慰め、一抹の点景を幽邃森嚴なる靈場に現したるものと見做してよからうと思ふ。即ち目的は神社の祭神にあつて一般民衆の参拝に対してその心地を対象としたものでないことは明である。即ち言を換へれば神苑の向ふ所は本殿であつて参道入口や域外の民家ではないと云ふことになる。凡ての設計、企画、配植、施工、管理、手入等がこの精神より発足しなければ妥当でない。／第一に考へねばならぬことはその位置である、神域に対して何れの方向に配せられてあるべきか、これは地形方位等により左右せられ一概に云ふことは出来ないが当然外域の入口に置かるべきもので——附属外苑となれるものは例外、例へば明治神宮の如き——多くの神社が南面して居るに見て大方は南側乃至東側に寄つた所に出来れば理想である、(…後略…)と述べてゐる。つまり、「神苑」の目的は、「一般民衆の参拝」における心地を対象としてゐるのではなく、あくまでも神社の祭神に向けた神慮の慰めのためのものであるといふイメージで捉へてゐる。⁽⁴⁴⁾

一方、本郷高德は、昭和四年刊行の『社寺の林苑⁽⁴⁵⁾』で、「一体、参拝のため境域に出入するものは、何人も最も謹んだ、緊張した態度で、其の間に些かなりとも享樂の気分などあるべからざるは当然ながら、若し参拝のため、可なり長距離の往復を要するものとすれば、老若、足弱の人達は勿論、一般の人々にも参拝後のすがすがしい気分⁽⁴⁶⁾で、身

心を休めながら、そぞろに神仏をしのびまわらすことの出来る清雅な場所が欲しく、これによつて如何ばかりか参拝後の満足を高め得るであらう。此処には休憩、逍遙に適する施設に併せて、美しい自然に囲まれた苑地が望ましい。かゝる苑地は境内の別天地とも考へらるべきもので、普通に神社の神苑と称するものは即ち之である。併し、これを普通の公園と同一視することは神社の甚だ迷惑すること^(ヤマ)で、神苑は決して享楽、宴遊の場所ではない。」としつつも、「苑地と自由空地の選定には、境内計画上、相当の考慮を要する。普通には最も森巖たるべき境内の中心から成るべく遠ざかり、参道との連絡ある前域の一部など最よかるべく、又境内に接近して外苑あらば、敷地は当然其処に選ばれるべきであらう。」と述べ、一般の人々の参拝時における「休憩、逍遙」のための空間として「神苑」を捉へてゐる。

かかる神社境内の区画（ゾーニング）は、本郷や上原のみに留まらない。昭和十年代刊行のものを目される『神社及墓地と其の林苑』⁽⁴⁶⁾でも、「境内地は之を心域又神域（境内の中心即ち社殿、堂宇を包囲する御敷地）と、前域又外域（境内地の表口より心域に達するまでの一帯）及後域又内域（心域の外側を囲んで境内の最も奥深く位する区域）の三区域に分つことができる」としつつ、「神苑 往々後域内に神苑と称し庭園を備ふる場合がある。これに対しても充分の保護を加へ風致の保存を図るべき性質のものである。而して天然の地形と水脈を利用してそのまゝ、溪流瀑布の趣を出すものは後域林の修飾ともなり興趣が深い。」と記されてゐる。

また、昭和十五年の段階で作庭家・庭園史研究家の重森三玲が、「近来新しく神社の創建されるものが比較的多いのと、又は社殿その他社地の改造又は造営が多い関係で、神社に庭園又は神苑の築造されるものがやゝ多くなつた様である。然しながら今日その多くのものを一覽するに、主として神社庭園と云ふよりも神苑又は公園的なものが多く、その様式は可成多くの洋風趣味が入つてゐるのを見受けるのである。この如きは、神社の庭園又は神苑何れにしても大いに慎しむべきこと⁽⁴⁷⁾でなければならぬと思ふ。」と述べてゐるやうに、当時、前近代における和風「神社庭園」

とは異質の、神社における近代の洋風公園的「庭園」や「神苑」が相当程度出現してゐたのである。

3 近代神苑に関する研究動向

現在の神社境内をめぐる議論にまで繋がる「近代神苑」に関する研究を切り開いたのは、中嶋節子であらう。まづは中嶋の論考から、三ヶ所を抜き出してみよう。⁽⁴⁸⁾

- ①「神苑」は現在一般に、神社の境内、また神社境内にある庭園を指す言葉とされる。古くからあつた言葉のようだが、神社の境内に庭園が造られるのは主に明治以降とされ、もともと神社境内を指す言葉として使われていたところに、明治以降、神社の庭園の意味が入った可能性が指摘できる。しかし、神社にある庭園すべてを「神苑」と呼ぶのではなく、「神苑」と庭園とを区別する考え方もあり、「神苑」の捉え方は、各人によって様々である。神社境内の研究を行った上原敬二は、「神苑」とは神社境内あるいは付属地や飛地など、神社境内の一部とされる地区における庭園または庭園らしいもの、公園に近いもの、外苑より身近にあるものとしているが、この見解は「神苑」の曖昧な位置付けをよく示している。／近代の史料に「神苑」が現れるのは、明治中期頃からであり、明治以降の事例では、神社にある池泉などを配した一般に庭園と呼ばれるもの、あるいは遊歩道が造られ、桜や梅等の風致木が植えられた一画などが「神苑」とされている。こういった事例から判断すると、「神苑」とは、神社境内のうち専ら造形的、計画的に整備された場所として捉えることができる。」
- ②「神苑」の形態は、池や石組みが配された所謂日本的な庭園を「神苑」とするものと、境内地の一部に桜や楓、梅などの風致木を植栽し、逍遙道を設けて「神苑」と呼ぶものの大きく二種類に分けることができる。」
- ③「近代に神社境内に「神苑」が造られる契機となつたのは、社寺領上地による境内環境の変化であつた。上地

によって境内地を削減された神社が、限られた境内地の中で尊厳を維持しつつ、時代の要求を満たす施設の充実は図ろうとするなかで、「神苑」という新しい環境を創造していったのである。こうして生まれてきた「神苑」は、観賞や逍遙といった参拝者のための施設としての性格の強いものであった。その背景には、神社を中心とする国民の教化、統制、ナショナルリズムの高揚による郷土風景の保存運動、交通機関の発達に伴う参拝者の増加、都市公園としての存在価値の確認など、市民生活のなかで神社の存在が大きくなっていったことがある。そこでは神社境内が、整備すべき対象として注目され、市民生活と神社をつなぐ装置として、「神苑」が創出されたのである。／「神苑」は、近代のイデオロギーの影響を色濃く受けて造られた環境であったが、それは結果的に都市緑地を保全することにつながっていた。現在、我々が享受している神社境内の優れた環境は、こうした近代の境内整備に負うところが少なくないのである。」

中嶋の見出した「神苑」形態を三類型に整理するならば、次のやうにならう。(ア)神社の境内そのものを指す場合の「神苑」。(イ)近代以前の神社境内における日本的庭園としての「神苑」と、近代の神社境内に〈創出〉された参拝者のための公園的施設としての「神苑」。(ウ)近代の神社境内に〈創出〉された「市民生活と神社をつなぐ装置」としての「神苑」。かかる中嶋の指摘を前提として、近世・近代における「神社境内」の連続と転換をめぐつての「近代神苑」の属性に関する議論が展開されることになる。

まづ、高木博志の「近代神苑試論」⁴⁹は、先駆的論考の一つであるが、「こうして伊勢神宮にはじまった近代の神苑Ⅱ天皇制の清浄な空間は、橿原神宮、熱田神宮、明治神宮(内苑・外苑)、札幌神社、そして村々の神社へと全国に広がっていく。」といふ一直線の流れを描いた。これに対し、青井哲人は、「ただし、高木が「清浄」という言葉に近代性を託して、近世とのコントラストを強調している点には、二重の意味で疑問がある。／まず一方では、伊勢の神

苑をつくった「園芸師」は近世以来の作庭の技術から切れているとは思えないし、また実際につくり出された神苑も、名所の「写し」をちりばめたパッチワークであった。一方、「社寺と関係の深い公園」の方も「人民輻輳ノ地ニシテ古来ノ勝区名人ノ旧跡等是迄群衆遊覽ノ場所」を追認したものである。そこに、近世との連続性を観ないわけにはいかないのである。／＼そして他方では、「清浄」という言葉が、もっと後の時代のモダニズムを特徴づけるピュリズムと混同されかねないという点である。中嶋は大正期に近代造園学が発達し、その教育を受けた技術者が神苑創出に関わるようになることを指摘しているし、高木も造園学者・林学者による境内設計の方法的獲得が神苑創出を後押ししたという意味のことを述べている。たしかに、神社境内の設計においてもモダニズムが獲得され、植民地を含めて徹底されていくことは間違いないのだが、その段階の神苑は、明治期の神苑とは異質なものと筆者は捉えている。明治から昭和戦中期までを、神苑創出運動の普及、ナシヨナリズムの高揚、技術的発達といった直線的な理解だけで捉えることは、非歴史的である⁽⁵⁰⁾。」と批判してゐる。

この青井の指摘を受け、高木は自身の見解を若干修正し、「赤澤史朗氏は、一九二〇年代中葉以降の神社界において、それ以前の神社からの宗教性の排除に代わり、神道の宗教性を重視し、それを国家性と結びつけることが「世論」になったと見る。こうした議論のなかで内務省神社局などは、神社境内の「森厳さ」を主張した（赤澤一九八五）。神道の宗教化と神苑の荘厳化は連動し、神苑と公園の峻別がなされた。それは一九二〇（大正九）年の明治神宮造営、二三（同十二）年の関東大震災、そして公園的施設を有する明治神宮外苑の成立などが画期となった。大日本帝国憲法発布時に造営された伊勢神宮の神苑などのように、記念碑、桜梅などの記念樹、娯楽遊園施設などが境内地にあった形とは峻別され、この時代には上原敬二の『神社境内の設計』（嵩山房、一九一九年）にみられるゾーニングが特徴となった。本殿敷地の赤松・杉などの針葉樹と闊葉樹（広葉樹）などの内域林を中心としたヒエラルキーが成立した

(青井二〇〇五)⁵¹と述べてゐる。さらに畔上直樹も、「筆者もこの二〇世紀段階の画期性を強調する構図に賛同するものであり、本稿でも神社風致の理念形成を担った創世記近代林学—造園学、いわば「森(つくり)の専門家」たちの主張に注目していく。」⁵²として、青井の議論との接続を図らうとしてゐる。

一方、佐藤一伯は、「明治神宮の場合も、阪谷芳郎東京市長らが大正元(一九一二年)八月、東京市・各区会・東京府・市選出代議士・実業家による五団体連合協議会に「覚書」を提出して、神社を内苑(代々木御料地)に国費で造営し、「頌徳紀念」の諸施設を外苑(青山旧練兵場)に献費で整備すると構想した際、「内苑・外苑」を「神地・神苑」に改めるべきとの動議もあったが、字句の修正は洪沢栄一委員長に一任することで了承された経緯がある。つまり明治神宮の内外苑とくに外苑造成を考案した東京の人々の念頭には、明治二十年以降に伊勢や京都、奈良など各地で整備が進められた「神苑」のイメージがあったことは確かであろう。よって本稿は大正・昭和初期の東京の「神苑」形成の一考察という側面がある。」といふ興味深い指摘を行つてゐる。⁵³後述するやうに、筆者も明治期における「神苑」イメージの影響を一概に無視出来ないと考へてゐる。

以上の「近代神苑」をめぐる議論から得られる視点は次の五つに集約出来よう。

- (ア) 「近代神苑モデル」としての伊勢の神宮における「神苑会」とその伝播。
- (イ) 近世の神社境内からの連続性を有した明治期の神社境内における「神苑」。
- (ウ) 明治神宮内外苑の造営において参照された明治期の「神苑」イメージの連続性。
- (エ) 大正期以降—明治神宮内外苑の造営進行—における「神苑」の質的転換。
- (オ) 「神苑」と「公園」が峻別される画期的経験としての明治神宮内外苑の造営。

四 明治神宮の「内苑」「外苑」造営と「神苑」

1 明治神宮造営過程における神職の「疎外」

ここまで本稿では、神社境内に關はる「公園」や「近代神苑」の研究狀況を確認して来た。迂遠なやうであるが、これらを十分に踏まへることによつて初めて、明治神宮内外苑と「神苑」との關はりを理解することが可能になるものと思はれる。ただ、先述したやうに、明治神宮の創建事情や造営過程については、すでにそれなりの研究蓄積があるため、本稿では、先学とはやや異なる視点から検討を加へて行きたい。まづ、従前の研究では殆ど注目されて来なかつた、神社關係者が明治神宮創建の端緒をどのやうに見てゐたのかといふ点から説き起こしてみたい。次に引用するのは、全国神職会の機関誌に掲載された記事である⁵⁴

大行天皇崩御の悲報を拝するや東京市長坂谷男爵^(マヤ)は痛歎措く能はず東京奠都以来御縁故甚深の故を以て御鴻恩に報い奉らんがため山陵を東京に定められんに於いては日夕拝礼し得る市民の幸福此上あるべからずと思定め三十日要路の大官を訪ひて請願の趣旨を開陳し一向に市民の情願の貫徹せんことを祈りたり本会（筆者注・全国神職会）常務幹事宮西惟助亦山陵を東京に置かせられんこと先規にもかなふべしと思ひ寄りしが先帝御在位中桃山の地に御思召のあらせられしことを伝聞し居りしかば市民の心情としては然ることながら御思召に反きたる御治定を仰かんこと恐多き極なり寧神宮を創立せられんことを請願するに如かずとし案を具して坂谷市長^(マヤ)に陳情する所なりしに同市長も直に之に賛し渋沢中野等の実業家と謀り宮内省の大臣及元老間の意向を問ひしに皆山陵の動かすべからざるを説きて神宮創立の至当なるを賛せしかば、茲に神宮創立の決心を固めたり折から丸山正彦及市内某区會議長（筆者注・日本橋区會議長の柿沼谷蔵か）等も亦市長渋沢男を訪ひて神宮創立を説くあり益々神

宮説の天意に合せるを信じ茲に各区の有志者市内の実業家其の他百余名の有志者を糾合して神宮創立の方法を議すること数次市役所楼上、商業会議所等に会して講究の結果市長を中心とせる特別委員を設けて建設方法等を立案すること、なり此等諸式は八月十四日商業会議所に集合坂^(坂)谷中野両氏の立案せる案書を可決し更に廿日同所委員総会を開き大体に於いて覚書を是認し左の覚書を以て其筋に請願すること、なれり

当該記事には、日枝神社社家出身で当時は根津神社社司であつた宮西惟助や、国学者丸山作樂の養子である陸軍教授丸山正彦らの名前が出て来ることが興味深い。これに拠れば、「神宮創立」といふ如何にも神職や国学者らしい構想の方向付けは、恰も彼らの運動の賜物であつたかのやうにも読めるが、彼らの運動のみならず、同時多発的に明治天皇を奉祀する「神社」を求める声が上がつてゐたのであり、勿論過大に評価することは出来ない。ただ、阪谷芳郎の日記には、大正元年八月三日条に「根津神社々司宮西惟助来訪し神宮設置の件を談す。同氏は丸山（筆者注・正彦か）の友人なり」とあり、また、同二年三月八日条に「宮西惟助（根津宮司）来状」、同年三月十三日条にも「宮西根津宮司来談」と記されてゐるため、宮西や丸山が「神宮創立」を目指し、阪谷ら要人に働きかけてゐたことは事実である。⁽⁵⁵⁾

しかし、山口輝臣が「明治神宮造営のメイン・ストリームとも言うべき阪谷・渋沢を中心とした運動には、東京在住の実業家と政治家が名を列ねるばかりで、神職たちは稀にしか登場しない。もちろんこのことは神職が何もしなかつたということの意味しない。意見書を出し、論説をものし、それをもとに運動を試みている。しかし計画が政府設置の調査会という形で煮詰められはじめても、ひとつの「界」の代表としても、また専門家としても、委員へと招かれることはなかつた。神社奉祀調査会という名であつたにもかかわらず。」と指摘してゐるやうに、明治神宮の造営過程においては、一般神社に奉仕する「神職の「疎外」⁽⁵⁶⁾といふ現象があつた。実際に神社奉祀調査会では、特別委員

に三上参次、萩野由之、萩野伸三郎、事務嘱託（正規の委員ではなく補助）に宮地直一、関根正直、黒板勝美、中川忠順、関保之助といふ国学者・考証学者・歴史学者たちがゐたものの、純粹な意味での神社関係者は、大貫眞浦・多〔田〕村知興・久保眞鄰・今井清彦が事務嘱託でゐたのみであつた。つまり神社に関する専門家たる神職たちは、こゝと明治神宮造営においては影が薄く、中心的な担ひ手足り得なかつたと言はざるを得ない。

ただ、神社関係者が全く手を拱いてゐたといふ訳でも無かつた。長年皇典講究所幹事兼國學院主事を務め、大正三年には阿夫利神社社司となる目黒雨峯（和三郎）は、「吾人は吾人の希望として、その審議事項の進捗と共に、委員の増加せらるべきを述べ、特にその委員中に、所謂神社にかけて黒人クロウトたる人々の任命せられんことを熱望したり。何となれば、任命せられたる委員九名の諸士は、単に委員たる中堅の資格のみを備へたる人々にして、神社としての古格儀典式法に通曉せる点に於いて、遺憾少からざる諸士のみなればなり。」として皇典講究所または全国神職会から委員を出すべきことを主張し、また、「由来特別委員長たる坂谷男爵を始め、実業家、陸海軍人等其他数氏の如きは、果して神社奉祀調査会委員たるの資格を有すべきものなりや否や諺に曰はく、餅屋は餅屋なれと。（…中略…）唯吾人は彼の委員中専門大家として信頼し得らるゝものは、社殿の様式、坪数、材料等、建築に属する一部の事柄のみ。」と述べて、大隈重信会長に「速かに国学儀典に通曉せる斯道の碩学を物色して、委員に加命せられん事」を切望し、「全国神職会評議員諸君」にも建議すべきことを訴へてゐる。⁵⁸しかし、かかる動きにも拘らず、神社奉祀調査会のメンバー構成に神社界から見た「改善」が施されることは無かつた。また、外苑の設計を担当した民間の明治神宮奉賛会においても、阪谷芳郎の依頼により、大正四年九月九日に唯一の神社関係者として山田新一郎（皇典講究所幹事、帝国大学法科出身）が「有給理事」を一旦承諾するものの、山田は同会専務事務員の為貝敬昌と「口論」するなど、甚だ折り合ひが悪かつたらしく、何度も「辞意」を示し、結局十一月四日には解嘱となつてゐる。⁵⁹

2 「覚書」における「内苑」「外苑」の提唱と両者の弁別

先述したやうに、「神宮」創建の推進といふ流れは、早くから世論として定着してゐた。特に実業家の渋沢栄一、東京市長の阪谷芳郎、東京商業会議所会頭の中野武蔵、弁護士の角田真平らが中心となつて展開された動きが最も有力であり、大正元年八月の「覚書」に結実する。この「覚書」は、山口輝臣が指摘してゐるやうに、「明治神宮の出現においてもっとも重要な文書」⁶⁰であるが、この冒頭に「内苑外苑」といふ文言が出て来る。この構想により、内苑は国費、外苑は国民からの献費で造営し、且つ代々木と青山にそれぞれ造営するといふ方針が固まるのである。

神宮ハ内苑外苑ノ地域を定メ内苑ハ国費ヲ以テ外苑ハ献費ヲ以テ御造営ノ事ニ定メラレ度候ノ神宮内苑ハ代々木御料地外苑ハ青山旧練兵場ヲ以テ最モ適當ノ地ト相シ候ノ但シ内苑外苑間ノ道路ハ外苑ノ範圍ニ属スルモノトスノ外苑内ヘハ頌徳紀念ノ宮殿及ヒ臣民ノ功績ヲ表彰スヘキ陳列館其他林泉等ノ設備ヲ施シ度候ノ以上ノ方針定ツテ後諸般ノ設計及ヒ経費ノ予算ヲ調製シ爰ニ奉賛会ヲ組織シ献費取纏メノ順序ヲ立テ度候ノ国費及ヒ献費ノ区別及神苑御造営ノ方針ハ速ニ決定セラレ其国費ニ関スル予算ハ政府ヨリ帝国議會ヘ提案セラルル事ニ致度候ノ青山ニ於ケル御葬場殿ハ或ル期間ヲ定メ之ヲ存置シ人民ノ参拝ヲ許サレ候事ニ致度候ノ前項ノ御葬場殿御取除ノ後モ該地所ノ清浄ヲ保ツ為メ差向東京市ニ於テ相当ノ設備ヲ為シテ之ヲ保管シ追テ神苑御造営ノ場合ニハ永久清浄ノ地トシテ人民ノ参拝ニ便ナル設備ヲ施シ度候⁶¹

これは良く知られた文書であるが、「神苑」や「外苑」の在り方に注目して詳しく見て行くと、これまであまり関心が払はれて来なかつた点に気付く。それは、「外苑内」に建設すべきものとして「頌徳紀念ノ宮殿」が挙げられてゐたり、青山における葬場殿址は「人民ノ参拝」を可能にすることも考へられてゐたこと、さらにここでいふ「神苑」は、「前項ノ御葬場殿御取除ノ後モ……」から最後に至る文脈より見て、基本的に「外苑」を意味してゐるのであら

うことなど、興味深い部分をいくつも見い出すことが出来る。

因みに、この「覚書」よりも前になる大正元年八月十二日付の今泉定介・池邊義象・今井清彦による「明治神宮ヲ青山練兵場ニ建設セントスルノ請願^②」は、神社関係者・国学者らによる注目すべき建議である。建言としては、他と比較してもかなり長文のものであり、これまで殆ど注目されて来なかつたが、仔細に見ると興味深い点を多々含んでゐる。同請願では、東京には起伏に富んだ「勝地」が少ないために、聊か消極的な理由ながら、「神宮所在ノ地」は「先帝陛下ニ御由緒アル大喪地ノ跡タルヘキ青山練兵場ヲ用キルコトマタ止ムヲ得サルコトトスヘシ」としつつ、「神宮宮域ハ成ルヘク宏大ナルヲ要ス青山ヲ用キルコトトスレハ彼ノ練兵場全体或ハ場合ニ依テハ夫以上ニモ及ホスヘキナリ而テソノ宏大ナル宮域ヲ二分若クハ三分四分シテソノ第一部ヲ神宮第一域トシココニ宮殿ヲ建立シココノ境域ハ尊厳ナルカ上ニモ尊嚴ニ神聖ナルカ上ニモ神聖ノ地トスヘシ／第二域第三域第四域ニ至ルニ從ツテ或ハ記念館ヲモ設クヘク或ハ普通庭園ノ設モナスヘク諸種ノ展覽場ヲモ設クヘク或ハ運動場競馬場又ハ參詣人休憩所飲食小店等卑猥ニ渉ラサル限り之ヲ許ス可シ近頃某々等ノ意見トシテ宮域ト公園ト全然區別スヘキ論アレトモ前述ノコトク域ヲ分チテソノ幾部分ヲ公園的性質ヲ帶ハシムルハ決シテ不都合ニアラス否我カ神社仏閣ハ古来多クハ公園的慣習ヲ有セリ現ニ鹿島香取ノコトキ加茂春日ノコトキ嚴島ノコトキ大宰府ノコトキ神域ト公園ト聯絡セルコト決シテ珍シカラス伊勢神宮ノ如キモソノ神苑会カ設計セシ部分ハ普通庭園ノ趣ヲ成シアルハ誰モ知レルカコトシ抑モ神宮ハ人民トアマリニ遠サカルハソノ建立ノ主旨ニアラス尊敬ト共ニソノ神宮ヲ親シマシムルヤウニスルハ即チ人民カソノ神宮ヲ知リソノ感化ヲ受クル便トナルモノナリサリトテ神社ヲ以テ小劇場ノ集合所ノコトクスルハ断シテ避クヘキ事トイヘトモアマリニ神聖ニセムトテ反テ參詣人ノ足ヲ絶ツカコトキコトハ大ニ考慮スヘキコトナリ」と記してゐる。「宮域ヲ二分若クハ三分四分」して四域に分けるといふゾーニングを構想してゐること、当時人々の口にのぼつてゐた記念館や庭園、展

覧場はともかく、「運動場競馬場」、そして「参詣人休憩所飲食小店」の設置をも提案してゐること（特に運動施設については、かなり早い時期の提言と思はれる）、社寺境内と公園との歴史的関係を踏まへて「神宮宮域」における「公園的性質」を排除してゐないことは、見方に拠れば、かなり先駆的な提言といふことも出来るのでは無いだらうか。

また、これ以後、大正二、三年頃の史料においては、「内苑」(代々木)と「外苑」(青山)について、「内宮」と「外宮」、「内外宮殿」、「内宮苑」と「外宮苑」といふやうな表現も出て来る。次に三つの事例を挙げて置かう。

①「奉賛会覚書に依るときは、奉建すべき位置は多分青山練兵場の葬場殿跡に外宮を設け、代々木御料地内に内宮を建設し、而して青山通に接せる場所に大公園を設けんとすの計画にて、内宮苑の費用は国費、外宮苑其他は奉賛会よりの募集金に依り、又大公園は市費にて築造さる可く、尚同社御造営の御趣意は先帝の御遺徳を永く後世に伝へ奉るにあれば、明治年間に於ける先帝の御遺物其他を一般人民に拝観せしめんとすの事にて、御遺物陳列館をも設けらる可しと承る。」⁽⁶³⁾

②「明春早々より開会して、約一年有餘の長時日に涉り、奉建地の選定、内外宮殿の設計、神苑の構造、附属紀念館の建設、其他神宮奉建に関する一切の事業を慎重審議し、工事に着手するは多分大正四年度なるべしと聞く」⁽⁶⁴⁾

③「明治神宮の参拝道路に就て更に聞く処に依れば青山練兵場内の外宮(?)より代々木御料地なる内宮(?)に通ずる該道路は千駄ヶ谷入口より一直線に原宿停車場の西方約二町余の処に博覧会道路として既設しあるを利用し更に之れを一直線に内宮まで延長すること、内定したる」⁽⁶⁵⁾

やはり、「宮」や「宮殿」といふ字の使用は、初期の段階においては、「外苑」に宮殿や参拝施設を設けるといふイメージが広く共有されてゐたものと理解することが出来る。また、山口輝臣が指摘してゐるやうに、「内苑」「外苑」

といふ発想のルーツを辿ると、宮内省や宮城における「内苑」「外苑」や、伊勢の神宮における「内宮」「外宮」が念頭にあつたことも窺へる。⁶⁶しかし結局、「外苑」に「宮殿」や参拝施設が置かれなかつたことは、これまでに事例の無い、全く新たな「外苑」概念が明確に成立したことを意味する。

さらに、「神苑」なる語が指し示す空間も、人によつて様々な捉へ方がされてゐた。

明治神宮誘致運動（飯能・朝日山）における「神苑」構想では、「四、神苑設計及ヒ附属建設ニ適スヘキコト／本地域ニ神宮ヲ御建設スルトセンカ山アリ川アリ泉ノ出ツル所アリ又其ノ前面及ヒ側面ニ当リテ平地アリ且地積相応ニ広キヲ以テ人工的雅致ニ富メル理想ノ神苑ヲ設計シ得ヘク又神宮ニ属スル各般ノ建物ヲ建設スル上ニ於テモ相当ノ地域ヲ取り得ヘシ猶又更ニ神苑拡張ノ必要アリトセハ附属神苑トシテ兼テ本町ニ於テ計画シタル遊覧地ヲ編入スルコトモ亦一策ナルヘシ抑モ同遊園地ハ 明治天皇陛下ノ行幸アラセラレタル天覧山ヲ中心トシ夫レヨリ西方多峰主山ニ亘レル一帯ノ地ヲ包含セルモノニシテ松、ツツジヲ特色トシ梅桜紅葉等四季ノ風光ヲ賞翫スルノ区域ヲ設ケ且其ノ周囲ノ展望ヲ恣ニスルノ一大楽園トナサントスルモノナリ」⁶⁷とあり、「神苑」と「附属神苑」を区別してゐる。

また、後年になるが、「神苑」を明治神宮「内苑」とする見方としては、大正十年刊行の『代々木が原の神苑』が、明治神宮の「神苑」を「史蹟多き御神苑」、「森巖幽邃なる御内苑」、「緑翠垂たる御林苑」、「広茅なる御神域」に限定して捉へてゐる。⁶⁸一方、「神苑」を「外苑」とする見方は、阪谷芳郎が、「神社建設ハ国営トナルコトニ決シタルヲ以テ、東京ノ有志委員会ハ更ニ議ヲ尽シ「奉賛会」ヲ創立シテ全国ヨリ浄財ヲ集メ 天皇ノ為メ一大記念事業トシテ旧青山練兵場跡約十五万坪ノ地ニ神苑ヲ作り之ヲ 明治神宮ニ奉獻スルノ議ヲ決シ、」⁶⁹と述べた事例がある。

以上で見て来たやうに、当初の有力な明治神宮の創建構想（「覚書」）ですでに、「内苑」と「外苑」を設けることは表明されてゐたものの、ある時期まで両概念の性格について確たる弁別がなされてゐたとは言ひ難い。さらにいへ

ば、実は神社奉祀調査会においても、その初期には、必ずしも「外苑」造営が規定路線とはなつてゐなかつた節がある。

それは、大正三年二月一日の第三回神社奉祀調査会において、会長の原敬が、内苑と外苑を一括して「神苑」と捉へつつ、防災や風致の観点から見るならば、「内苑外苑ト云フヤウナル二ツノ苑ヲ造ツテ、廣大ナルモノニスルト云フコトハ、ドウモ考ヘモノデハナイカト思ツテ居ルノデアリマス」といふ懸念を示し、さらに、「サウシテ私ハチヨツト間違ツタノデハナイカト思フノハ、公園ノヤウナ意味ニ東京市ノ方デ考ヘテ居ルノデハナイカ、ドウモ上野ト同ジヤウナコトニハ神苑トシテハイケマイト思ヒマス。」と述べてゐることからも窺はれる⁷⁰。また、同年二月十五日の第四回神社奉祀調査会においても、鎮座地についての議論の中で、渋沢栄一が「外苑ト云フコトニ付テノ問題」を持ち出したものの、「内苑外苑」については確定せず、この時点では、代々木と青山を総体の境内として定めて置く（確保して置く）に留めることとなり、渋沢が「此内ニ外苑ヲ設ケルカ或ハ外苑ハ他ニ求ムルカト云フコトハ第二段トシテ、先ヅ之ヲ境内トシテ之ダケガ神宮ノ御敷地ト云フコトニ定メタ方ガ宜カロウト思ヒマス。」と述べて出席者の一応の賛同を得てゐる⁷¹。ここでも原敬は「外苑」構想に対して慎重な見解を述べてゐるが、この時点の神社奉祀調査会では、「外苑」構想は実質的には棚上げにされてゐたのである。

しかし、原敬内相が入閣してゐた山本権兵衛内閣は、大正三年一月に明るみになつたシーメンス事件（軍艦購入に伴ふ海軍の汚職事件）を契機として野党による批判の矢面に立たされ、原内相や政友会にまで矛先が向けられるやうになり、結局、同年三月二十四日、山本内閣は総辞職する。後継は、同年四月十六日に発足した第二次大隈重信内閣であつたが、大隈首相は内相を兼ねたことから、必然的に神社奉祀調査会の会長となつた。

即ち、大正三年四月二十九日の第五回神社奉祀調査会以降、即ち会長が大隈重信に替つて以降、調査会内における

議論の雰囲気は、大きく変化したものと思はれる。それは、「外苑」構想を堅持する渋沢栄一らにとつては「好転」と言つて良い変化であつた。同年六月にまとめられた『神社奉祀調査会特別委員会報告』の時点では、「十三、青山旧練兵場跡附属外苑設備ニ関スル件」で「頌徳記念ノ建造物」と表現され、その説明資料である「(参考五) 青山旧練兵場跡附属外苑設備ノ説明」においては、骨子となつた渋沢・阪谷・中野の建議に触れつつも、「覚書」の時点の表記であつた「頌徳記念ノ宮殿」ではなく、あへて「頌徳記念館」と読み替へを行ひ、参拝施設構想も消えてゐる。⁽⁷²⁾

そして、同年七月六日の第七回神社奉祀調査会で先の「青山旧練兵場跡附属外苑設備ニ関スル件」は可決され、「明治天皇奉祀神宮創建ニ伴ヒ国民奉賛ノ誠意ヨリ資ヲ献シ頌徳記念ノ建造物及外苑ヲ設ケントスルノ請願アリ政府ハ之ヲ容レ其ノ献納ノ資ニ依リ大体左ノ方法ニ依テ経営スルヲ適当ナリト思考スノ青山旧練兵場ハ之ヲ神宮附属外苑トナシ先ツ多少ノ整理ヲ施シ林地並芝生地ヲ設ケ其ノ一部ハ将来頌徳記念ニ相当ナル建造物ノ予定地トナサントス而シテ其ノ経営並維持ノ費用ハ全部奉賛金ヲ以テ支弁セントス」といふ方針が確認された。⁽⁷³⁾ 少なくともこの時点までには、従前の「宮殿」や「人民ノ参拝ニ便ナル設備」などとは異なり、明治天皇・昭憲皇太后を祀る「神社(神宮)」の主たる社殿やそれを取り巻く林苑(鎮守の森)から成る神聖な空間としての「内苑」の性格とは聊かも抵触しない「頌徳記念」の「建造物」に限定した、あくまでも「神宮附属」としての新たな「外苑」概念が確立したと見て良からう。因みに先の『神社奉祀調査会特別委員会報告』では、「神苑」の語は「内苑」(の特に林苑)に關してのみ用ゐられてゐる。

このやうにして「外苑」は、明確に「内苑」とは弁別された。大正四年四月三十日には、神社奉祀調査会を廢して「明治神宮造営局官制」を公布し、⁽⁷⁴⁾ 同年五月一日には、内務省告示第三十号を以て、明治天皇・昭憲皇太后を祭神とする官幣大社明治神宮の社殿を代々木に創立することが決定する。⁽⁷⁵⁾ 同三年十一月頃より、渋沢栄一を中心とする明治

神宮奉賛会創立準備委員会は、旧青山練兵場に「外苑」を経営すべく、内務省と協議を重ねてきたが、同四年五月には、「頌徳感恩の微意を以て広く献資を募り之に由りて神宮の外苑を経営し内苑と相俟て宮域の規模を大成せむことを期す」と宣言した「明治神宮奉賛会趣意書」、さらには「宜しく別に一区を設けて茲に広大なる外苑を作り先づ樹林泉池に依り力めて天然の風致を作り以て公衆の優遊に任せ此に頌徳記念の爲めにする適當の事業を起し一は以て盛徳鴻業を偲ひ奉り一は以て永く明治大正の盛事を伝ふるの方法を講ぜむとす」と記された「明治神宮外苑計画考案」を公表した。⁽⁷⁶⁾かくて明治神宮奉賛会は成立し、同年十月十二日には、新宿御苑にて、奉賛会総裁となつた伏見宮貞愛親王の令旨を賜り、会長の徳川家達が奉答を行つた。⁽⁷⁷⁾国民からの献金によつて外苑経営に携はつた民間組織の明治神宮奉賛会は、同五年五月に財団法人となり、同六年二月一日にその具体的な設計及び工事施工を明治神宮造営局に委嘱することとし、同年十月三十日には造営局に「外苑計画綱領」及び「工費概算書」を提示した。⁽⁷⁸⁾この綱領には、外苑に記念建造物（葬場殿趾記念建造物、聖徳記念絵画館、憲法記念館、競技場など）を設け、樹林、芝生、泉池等を適当に配置するものとされてゐた。また、同七年六月一日に地鎮祭が行はれた後、同年十二月には、先の綱領を踏まへた造営局が「外苑造設大体計画説明書」を作成し、奉賛会に提出したが、結果的には財政緊縮の影響で、「憲法記念館附属図書館及事務室の如き苑の西南側鑿地築山及音楽堂の如き銅像の如き憲法記念館に達する道路及橋梁の如き」ものが建設を見合はせるに至つたのである。⁽⁷⁹⁾

3 明治神宮「外苑」の造営とその評価

ここでは、実際に明治神宮の造営に関与した人々による「外苑」観を取り上げてみたい。まづは、実質的な造営の担ひ手について、いくつかの回想などにより紹介しておかう。

東京帝国大学工科大学助教授の時に明治神宮造営局参与となつた佐野利器は、「国では造営局内に外苑課を置き、工事を完成して奉讃会(マヤ)に引きつぎ、奉讃会(マヤ)は之を神宮に寄附するといふ形式をとつた。外苑課長になつたのは吉田茂氏(後の厚生大臣)、建築の技師では角南隆、高橋貞太郎、小林政一氏等大学卒業したての新人。土木では牧彦七、藤井真透氏、庭園には前述の折下(筆者注・吉延)氏、本郷(筆者注・高德)氏等で私は参与といふ名で建築工事を主宰した。しかし其他の技術にも関係した。三八歳の頃である。」と述べてゐる。

明治神宮造営局は当初、総務、工営、林苑、經理の四課を置いてゐたが(大正十年四月一日に改組して工営・林苑二課を併せ内苑課とし、同十一年三月三十一日には改めて庶務、工営課を設置)、これらに加へ、大正六年六月二十四日に置かれた外苑課は、絵画館その他の建築、林苑、土木等の事務を管掌した部局であつた。(註)

佐野利器の外苑造営における役割については、後年になつて小林政一が、「先生は、設計に當つてはできうる限り日本精神を表したい。絵画館でも、競技場でも大体は西洋式ではあるが、その間に、明治大帝の質実剛健なる精神を表わしたいと努められた。今でこそ何でもないが、当時としてはずいぶん革新的な様式を採られたのもこの為である。また外苑としては最重要な意義のあつた葬場殿址には、初めは大きな記念碑を建てる予定であつたが、これを廃して清浄な植樹園を以てしたり、各所入口には、宮城石垣の古材を用いて、日本式風趣を添えるなど、皆先生の発案であつた。」と回想し、外苑のマスタープランを構想した人物と評されてゐる。

因みに、耐震構造の権威となる近代的合理主義者の佐野利器は、「全智全能の神様がたつた一つだと云ふやうな説」や「沢山の神様が何処にでも行渡つて居るといふ説」のどちらも五十歩百歩だと断じつつ、「神道に於ける神様は今私の言つた神様とは觀念が違ふと思ひます。是れは神として奉仕するのであります、頼る方の神様ではありません。或は病氣を治して呉れたり、福を授けて呉れたりするやうな専門を持つて居るところの、頼る方の神様のことを前に

申したのであります。さう云ふやうな工合ですから、神様と云ふものは福德を授けて呉れる人間だけの独占物と云ふやうな觀念も従つて起るでせう。」といふ神觀を示し、「我々はどうしても人間のなすべき生活をし、人間の造るべき国を造り住まうと云ふには、今日科学の力を待つ外のないと思ふ。」と述べてゐる。⁽⁸³⁾

そして、小林政一については、「小林先生が明治神宮造営局へ入られたのは高橋貞太郎氏の後任として、主任の形であつた。当時の外苑課長は内務省の吉田茂（後の厚生大臣）であり、佐野利器博士を評議員として、外苑の計画、絵画館の懸賞設計募集（大正七年九月）などが行われたが、その実施案については外苑当局の中で、小林先生が責任をもつて進められた。そして懸賞設計による当初案に多少の変更を加え、五個のアーケードも三個となり、ドームの形も少し変つた。／＼競技場や青年会館については、小林先生の案が実施に移された。競技場の計画や強度計算は、先生が自分の手で行なわれた。」⁽⁸⁴⁾と評され、聖徳記念絵画館、競技場などの建築に携はつたことが記されてゐる。

しかし、外苑の造営は、主に農学（園芸）系造園学の営為であつた。東京帝国大学農科大学農学科出身の原熙や折下吉延、田阪美德などの名が挙げられるが、とりわけ、外苑造営の主任技師折下吉延は、外苑計画の基本方針を策定した最大の功労者と目されてゐる。『折下吉延先生業績録』には、「外苑計画綱領は奉賛会に設置した委員及特別顧問會議に諮つて決めたのであるが、これには波瀾万丈の競争があつたという。庭園関係の農・林関係委員は、配下の新進気鋭の造園家を総動員して試案作成に大童で、林学系では本田博士のもとに上原敬二、田村剛、中島卯三郎氏等、神宮造営局に在職すると否とを問はず⁽⁸⁵⁾参画、農学系もまた原熙博士のもとに先生（筆者注・折下吉延）が主査となり、大屋靈城、狩野力氏等が助手として加わり、一方奉賛会自体としては、同会の理事長が東京市長阪谷芳郎氏であつたので、当時東京市の園芸（公園）主任技師であつた井下清氏をして試案作成に当たらしめるなど、新進中堅の造園家が争つて技を競つた。（…中略…）こつした最終原案作成の功労者については、後世いろいろ議論のあつた事は事実

であるが、当時の時点における事情を知悉しないものが「この外苑基本案の作成を第三者の考案の如く論断するものがあるが如きは大なる誤りである。この事はここに明瞭に記載して折下吉延先生の靈に捧げてその功績を讃えたいのである」と田阪美德氏は極言されている。⁽⁸⁵⁾と記されてゐる。

次いで、外苑造営の関係者たちが、「外苑」をどのやうに捉へてゐたのかについて窺つてみよう。

まづ外苑課長吉田茂は、「内苑の方は神宮御祭神の鎮座まします最も神聖なる地域であるから其の域内は専ら森厳なる趣致を備ふるを旨として計画せられて居るのであるが、外苑の計画は稍之と趣を異にし、広闊快適な風趣を備へしめ域内に頌徳記念の建造物を配して此処に至る者をして御祭神の聖徳鴻業を偲ばしむると共に苑内に優遊自適せしめ得るやうに計画せられて居る。」と述べ、折下吉延も「明治神宮外苑は一口に云へば、内苑に対して全然趣を異にして居る相対的の施設と云ふ可きである。」と断言してゐるやうに、彼らは「外苑」を「内苑」とは趣を異にする相対的な施設として捉へてゐた。⁽⁸⁶⁾また、大正十五年に明治神宮奉賛会の上層部（徳川家達・渋沢栄一・阪谷芳郎・三井八郎右衛門）が明治神宮宮司に入れた一札には、「(一)外苑ハ国民多数報恩ノ誠意ニヨリ明治神宮ニ奉獻セルモノニテ他ノ遊覽ノミヲ主トスル場所例ヘハ上野、浅草両公園ノ如キトハ其性質ヲ異ニスルヲ以テ今後外苑内ニハ明治神宮ニ關係ナキ建物ノ造営ヲ遠慮スヘキハ勿論広場ヲ博覽会場等一時的使用ニ供スルカ如キトモ無之様御注意アリ度事」⁽⁸⁷⁾とあるやうに、概ね「外苑」は、「公園」や「博覽会場」とも性質を異にするものとして認知されてゐた。

一方、林学系造園学の本郷高德は、「社寺の境内（外苑に対して、これを内苑と称することもある）が決して公園又は遊園的性質のものたらず、極めて真面目で、清浄な地域たるべきに對し、外苑は境内を離れた別区域に於ける苑的附属設備であり、又境内の自由空地を拡張して外域に移したものと考へ得るのである。又それが社寺の記念的施設たるものも多い。明治神宮外苑の如きも、本来は、大帝の度々臨御あらせられた、由緒深き青山練兵場と、御大葬

当時の葬場殿址とを記念し奉るべく、又御祭神の御事蹟を永久に伝ふべき聖徳記念絵画館を中心とし、憲法記念館も亦此処に移築せられ、神宮の外苑として設けられたもので、幸にもその敷地が甚だ広く、又帝都の形勝を占めてゐるので、苑地を割いて、競技場、野球場、相撲場、児童遊戯場等の設備も亦これに加へられ、代々木の内苑とを連絡する公園道路には乗馬道の特種な施設さへも出来、今日見るやうな外苑となつたのである。」として、「外苑」を「神社の附属苑地として民衆に利用せらるべき、清雅な公園の一種」や「一般公園的内容を持つたもの」、「社寺の参拝者に限らず、その附近に居住する民衆にも善く利用せられて公園同様の機能を持つわけであり、これを都市の公園系統中に加へて差支ない」ものと位置付けてゐる。⁽⁸⁸⁾さらには、「境内には不釣合と思はるゝほどに広い苑地を持つ社寺では、寧ろそれを境内地から切り離して外苑風に利用する方が社寺の結構から、又境内地保護の点から得策ではなからうか。」といふ提言をも行つてゐる。

さらに、農学「園芸」系造園学の田坂美徳は、戦後の明治神宮林苑管理にも携はる人物だが、その独自の概念である「神社境域（神社境内地及其ノ附属苑地）」において、「外苑」が「親しみ、懐しみ」を添加するものになり得ることを、次の如く論じてゐる。⁽⁸⁹⁾

全国の神社中には、その官国幣社なると府県社以下の神社なるとを問はず、夫々相当に、神社名を冠して外苑と称するものが設置せられて居るもの既に多くの数に上つて居り、又現在設置せんとする計画が次第に多くなりつつある。元来神社に外苑と呼称する区域が施設せらるるに至つたのは比較的新しいことで、大正の初期より急に流行するの風潮になつたものである。蓋し明治神宮御造営に伴ひ、かの外苑が素晴らしく堂々と造成せらるるに至つたことが大なる反響を与へて居る。従来神社はその境域内に於て、特に風致的技巧を加へた特殊の区域を有するものがあつて、神苑と呼称せらるるものは存在して居たが、神苑は多くは清雅なる和風庭園的風致本

位たるに対比すれば、外苑と称する区域は多分に近代的色彩を加味し、更に進んで公園的施設或は広場運動場施設を附随せしむる等、新時代に即応せんとするものが濃厚になつたものが多い。／かくの如く次第に多くの神社に外苑施設が設置せらるるに至り、世間一般には何々神社外苑と神社名を冠するが故に、その神社有の外苑の如くに見做されて居るが、その外苑なるものの実質内容を具に見れば、神社外苑には数多の種別がある。甚しきに至つては何々神社外苑と称せられながら、その神社とは事実何等の關係の無いものすら存在して居るのである。即ちその外苑区域の位置、その地目、その管理経営の主体、或はその施設内容等の点よりして、外苑の実態を検討して見るならば、各種の外苑の種別が存すること自ら分明である。神社の外苑の事を論じ、神社外苑の計画並に之が管理に當つては、先づ以つて神社外苑の種別に就き充分なる認識を有して置くことが必要である。(…中略…) 神社境域は神巖神聖そのみの境地ではない。其の尊さの中に、親しみ、懐しみの存してこそ我等の鎮守の杜である。神社に外苑の設置せらるることは、在来境域たる鎮守の杜の外に、更に心和かに、暢々と自由たり得べき親しみと懐しみを添加することであつて、外苑の存在によつて、大衆の神社中心への観念は、より益々深まり増して行くであらうことを信ずる者である。(…後略…)

この他、「外苑」における体育施設に関しては、今後、別途検討を予定してゐるが、ここでは、折口信夫の明治神宮外苑Ⅱ「馬場」「繪馬堂(殿)」説⁹⁰などを手掛かりとしながら、神社境内に存在した諸施設に関する歴史を繙くことによつて、その近代的発現として捉へることも今後必要な作業であらうことを指摘するに留めたい。

阪谷芳郎は、大正三年五月四日の神社奉祀調査会特別委員会⁹¹で、神社と競馬・流鏑馬との關係について他の特別委員たちに問ひ掛けてゐたやうに、体育施設に深い関心を寄せてゐたが、大正五年、次のやうに演説してゐる。

夫れから今一つは明治神宮の御祭には非常な人出があると云ふ事も今から予想しなければならぬ、年中伊勢の大

廟に次いで全国より各方面の参詣者も非常に多いで御坐いませうが、十一月三日と云ふやうな大祭日には非常な人出があるだらう、此多人数が混雑なく婦人子供にも危げなく愉快に一日を楽しんで、斯くの如く日本の国家は天皇の崩御の後も繁昌して居りますと云ふ事の意味を其処に現はす為、大勢の人が楽しめるやうな設備をしなければ成りませぬ、夫れには競馬とか体育競争とか多くの人が一緒に見られるやうに、大競技場を造つたらよからう是も併し乍ら普通の物では危なう御坐います、皆さん御承知の通り招魂社の前に広い馬場が御坐いましたが、何分群集が多くつて危いので競馬は止めて御坐います、それで今度は十万人位混雑しないで見えるやうな風に造り、其馬場の周囲は籬段が出来、其段の上に登つて見るやうにしたらよからうと云ふので、西洋のスタジヤムと云ふやうな趣向に夫れを造つたらどふか、近頃の調べに浅草の公園には日々百万人から観音様の参詣人が出這入りして随分混雑して居りますが、ナカ／＼明治神宮の御祭には百万人処で無く大した混雑でせうが、併し御境内は随分広いのでありますから、先づ十万人の人が集つて競馬とか体育の競技とかを観る事の出来る広い馬場を一つ造りたい、之れも記念の事業の重なるものである。／＼要するに青山練兵場全体の場所は之を一つの記念碑と看做して、其場所に記念として物を言はせると云ふ事が一つの理想に成つて居ります、(…後略…)

ここでは、明治神宮外苑を「一つの記念碑」と捉へてゐることが重要であるが、さらに「外苑」造営に当たり、「招魂社」(靖國神社)の馬場や浅草公園における膨大な「参詣者」といふ先行する問題を念頭に置いて体育施設の建設を考へてゐたことも興味深い点である。因みに、明治神宮「外苑」は、当初は構想さへなされてゐなかつた側面、即ち嘉納治五郎ら体育関係者の提唱になる競技場をはじめとする体育施設が増加し、次第に「体育(運動、スポーツ)」のイメージが強い空間となつて行くが、これについては内務省や明治神宮造営局、明治神宮奉賛会の関係者のみならず、「外苑」の体育施設を取り巻く体育や武道、スポーツ団体の関係者などの社会的な動きなども視野に入れて、神

社境内の歴史的「公共性」や「国民教化」などの観点との関わりから、今後考察が深められなければならない点であらう。

五 むすびに代へて―転換点としての明治神宮造営―

1 明治神宮造営前後における靖國神社の「神苑」構想

本稿では、「近代神苑」や「公園」の展開に留意しつつ、明治神宮内外苑造営をめぐる人々によつて、「公共空間」としての神社境内と「神苑」「公園」との関係が如何に捉へられ、明治神宮造営といふ国家的プロジェクトにおける新たな「外苑」概念の創出に至つたのかについて、聊か考察を及ぼしてきた。これは、本稿の検討課題として挙げてゐた(一)近代神苑の展開と明治神宮内外苑の造営過程は具体的にいかに交差するのか?について曲がりなりにも検討を試みたものといへるが、(二)帝都東京における神苑形成の中の明治神宮「外苑」の登場の意義とは何か?と(三)明治神宮内外苑の造営は以後の神社境内整備にどのやうな影響を与へたのか?といふ残り二つの検討課題についてはここまでほ言及することが出来てゐない。これらについては改めて詳細な検討が必要になるものと考へてゐるが、本稿でも最後に、本格的な検討のための予備的作業を行つて置きたい。

そのためには、明治末期から大正期にかけての〈帝都東京〉に鎮座する多数の神社境内整備における「神苑」形成についての詳細な検討が不可欠であるが、ここでは、靖國神社における神苑を取り上げたい。次に示すのは、明治四十年、『全国神職会会報』に掲載された、靖國神社隣接地を対象とする帝都の「一大神苑」構想の提唱である。

別格官幣靖國神社は、帝都の中心に位し、地景高燥にして空氣又清涼、四時の眺望に富み、社殿は古式を改良し

たる韓破風造りにして、最も莊嚴美麗なるは他に見る処なし、齋る処の神靈は、嘗て維新前より国事に殉し王事に斃れし幾万の忠臣義士の幽魂を合祀する処にして、所謂国家の宗祀として、個々宗旨の何たるを問はず、国民挙て尊信すべきは更に喋々の弁を要せず、加之日清戦役より継で北清事変、近くは日露戦争に不幸陣歿せし幾万の将卒は等しく合祀の恩典に浴し、斯て春秋例祭には、畏こくも天皇陛下御親祭の特典を賜り、死して尚余榮ありと云ふべし、之に由て国民は更なり、外人と雖も肅然階下に伏して敬意を表すべき義務あるは争ふへからず、将来必ず老幼婦女子にいたるまで、国民たるものは言ふに及はず、清韓暨ひ欧米人と雖も、一たび身を都市に容るゝものは、翕然として此社前に参拝せざるものなきを期するなり、然るに斯国家の宗祀として齋く処の神社の附近に、未だ閑雅幽邃なる神苑の設なきは、帝国の首府たる東京市の欠点なりとす、僅かに東端に牛が淵公園ありと雖、規模甚だ狭隘にして、人目を惹くの価値なし、之に由て予は神社崇敬上敢て僭越を顧ず、靖國神社宮司及び在朝在野の士民を問はず、全市の有志に勧告して、神社に接続せる富士見六丁目を中心として、東は飯田町二丁目より電車々道に添へ、北は同町五丁目の堀端牛込門を限り、西は三番町の一角市ヶ谷門を限り、数万坪の地を買収して、一大神苑を開設せむことを望む、然る上は神社の壯觀を益し、従て参拝者の数を増加するは必然の計と謂つへし、熟ら地形を検するに、高底自然の岫形を装ひ、池を造り山を築く等、蒼然として天然の風致を觀ること、彼の日比谷浅草等の平地公園と同日の論に非ず、況や高台には巍然たる官幣社あるに於てをや、蓋し地型半ば天工に係る礫川後樂園に対立して、寧ろ遜色なきを証すべし、以上神苑の成功せる上は、刻限を定め家屋の構造を聴すと雖も、神聖無垢の囿苑なるを以て、風俗を害する営業は勿論、鄙猥に渉る下等の演芸場を開くことを禁じ、之に替るに全国物産を収聚網羅して、即売を為す一大商館を建設し、添るに諸種の売店を公許し、将来都鄙の民衆は靡然として浅草公園の俗街に歩を嚮けず寧ろ幽趣閑麗なる富士見公園に遊び、人間唯一の興楽

苑たることを識らしめむとす、⁽⁹³⁾

この投書が以後の境内整備を促した訳ではないが、明治末年の段階では、靖國神社こそが〈帝都〉の「一大神苑」を備へるべき神社と目されてゐたことが分かる。因みに明治末期における賀茂百樹の『靖國神社事歴大要』には、「九段坂より下瞰すれば、街衢縦横の人物、櫛比魚鱗の家屋、一眸に入りて、眺望頗る佳なり。阪下牛ヶ淵を隔て、附屬地あり。これ、亦、当社の神苑たり。苑の最も整へるものを、社殿四周の地とす。無数の桜樹、枝を交へて彼蒼を覆ひ、雜木其の間に点栽せられ、春は不言の花、咲ひて人の帰るを留め、秋は錦繡の紅葉、照りて賽者の目を酔はしむ。逍遙杖を曳かんか、所在配置の巨砲、長へに祭神の遺烈を語り、噴水あり、泉池あり、亭あり、新聞縦覧所あり、四時人跡を絶たず、境内常に殷賑にして、独り神慮を慰むるのみに非らず。苑池の設備も、其の旨、人心の感化に資するものあるを見るなり。大鳥居を出でて、前方、広闊の地、これ、旧馬場なりしが、今は神苑の一部となりぬ。兩側に、桜樹を栽植し、華旅会館寄献の石灯籠は、列を正して崇敬の誠を表し、本社創建に功勞ありし、大村氏の銅像は、其の中央に屹立して、英姿颯爽、当年の意氣に感ぜしむるあり。」⁽⁹⁴⁾と記されてゐる。即ち、九段坂下の牛ヶ淵附屬地と九段坂上の大鳥居前方に位置する「広闊の地」たる「旧馬場」を以て靖國神社の「神苑」とされてゐる。

この明治末期の時点では「内苑」や「外苑」といふ表現は出て来ないが、『靖國神社百年史 史料篇上』に拠ると、靖國神社の中心的な空間である「麴町区富士見町三丁目一番地」は「内苑」と称し、「麴町区富士見町二丁目四八番地」は、元々馬場であつたが、明治三十一年十一月五日の例大祭以後、競馬は廃止となつたため、その場所は「旧馬場」と呼ばれるやうになり、後に「外苑」の称に代はつたと記されてゐる。⁽⁹⁵⁾その時期はいつ頃か、といへば、次に示す大正四年における『全国神職会会報』の記事に、靖國神社の神苑を改造するに当たり、「内苑」「外苑」といふ名称が用ゐられてゐるのである。つまり、まさに明治神宮「内苑」「外苑」の造営構想が具体的に固められて行く時期において、

靖國神社でも境内地を、「内苑」「外苑」と分けた表記で表現するやうになつたものと思はれる。

▲靖國神社の神苑改造 靖國神社の神苑改造は目下陸海軍多忙のため具体的の決定を見ないが既に大体の設計は出来上つて期日確定次第工事に着手する筈である、設計の要は外苑となるべきは旧馬場の広場で先づ九段坂上の入口の処から拝殿に達する間に十二間の道路を造り左右には檜の並木を植ゑ尚現在境内に沢山植ゑてある梅桜の其の他の樹木を始めとして制札や灯籠などは皆持つて来て外苑に配置するのである大村の銅像は広場の真中に立つて居るため真直ぐな道路を造るに都合が悪いので東北端消防分署を前へ持つて行き南面して立てる又大鳥居は高さ五十尺柱の太さ直径六尺で数万貫の重量があるのだから動かすだけでも一事業で外苑の入口の処へ持つて行くのに約六千円を要すと云ふ話である内苑は現在の梅や桜や其の他の雑木は大抵取払つて檜を主木とし其の他楠、椎等の常緑樹を密生せしめ其の間に少しづつ、櫻楓、銀杏の喬木落葉樹をも雜へるが要するに四時鬱蒼を保つて日本に於ける神社の特徴を最もよく發揮せしめて此の神社に近付く者をして思はず森厳の氣に打たれるやうにするのを理想とするのである又遊就館と社殿との間にも五尺程の堤を造つて植樹し古風の建築たる社殿と西洋風の遊就館とが一時に見えないやうにするのださうだ⁽⁹⁶⁾

全くこの通りに進められた訳ではないが、靖國神社では大正期に着々と境内整備が行はれてゐる。大正三年七月には、賀茂百樹靖國神社宮司による「外苑築造大鳥居移転ノ件上申」が岡市之助陸相に出された⁽⁹⁷⁾。この上申には、「当神社外苑（旧馬場）築造大鳥居移転ノ義ハ数年来ノ懸案」であり、すでに明治二十九年には獅子石の据ゑ付けに際して鳥居の移転を期待してその位置を選定し、また、日露戦役後にも再移転の問題が起つたものの、遊就館増修その他施設の整備などに忙しく今日にまで至つてしまつたが、「今や別記ノ通蓄積金ヲ生ジ、且ツ他ノ一般神社ニ於テモ、何レモ境内ヲ拡メ神苑ヲ築キ、致々トシテ神嚴ヲ加ヘ居リ候。」といふ状況であり「大正新政ノ記念」ともなるので、

改築委員若干名を置いて実行したい旨が記されてゐる。そして、追つて逋信省經理課東京市公園囑託の長岡安平をして考案せしめ、設定図案・予算書及び神社積立金計算書等を別紙にて相添へるとも書いてある。因みにこの鳥居（大正十年に第一鳥居が建設されたため、第二鳥居となる）の移転は、昭和八年の神門新築の際に行はれた⁹⁸。

また、靖國神社では、「鎮座五十年」に当たる大正七年に「参集所（参拝者休憩所）」を竣工し、神苑改築囑託の田村剛の同意を得て、「制札揭示所」を移転してゐる⁹⁹。

なほ、靖國神社の内務省移管問題に関し賀茂百樹宮司が大正十三年九月二十五日に提出した意見書では、当時陸海軍省が「歴史的関係」及び「軍人及社会教化の見地」から陸海軍省管理に固執してゐたのに対し、賀茂は内務省移管に一理あると考へ、「陸海軍省が靖國神社を管轄するは軍人の訓育に補益する所ありと雖、一面一般国民に及す教化に至りては欠くるものあるが如し。移管の後に之に全力を注がれんことを望む」と記した。その上で、それまで軍事上の参考に供するための「武器陳列場」と位置付けられてゐた「靖國神社附属遊就館」は、あくまでも「祭神の功績を欽慕する」ことを主とすべきと説き、その管理も陸海軍大臣から靖國神社宮司へと換へるべきだと主張したのである。即ち、現在の「英霊顕彰」を目的とする遊就館構想の先駆となる意見であるが、陸海軍省がこの提案を受け入れることは無かつた。このやうに賀茂宮司は、陸海軍省の意向とは独立した形で、靖國神社の境内、とりわけ遊就館の性質の変更を図ることで「英霊顕彰」を通した「国民教化」に繋げようとしてゐた。この方向性は、大正十四年六月十七日、内閣に設置され、内務大臣を会長とした行政調査会の「靖國神社ヲ内務大臣ノ管轄ニ移スコトニ関スル小幹事会調査案¹⁰⁰」で、靖國神社を単に「陸海軍人ニ特別ノ関係アルモノ」とせず、「広く一般国民ノ神社タラシムルハ正ニ国民精神作興上必要アルニ因ル」とする主張は「理論上有力」とされたことと同様のものであつた¹⁰¹。

かかる大正期の靖國神社において、「国民教化」の〈場〉として神社境内を捉へる認識と、「外苑」築造や境内景観

の刷新、「参集所」建設など、「参拝者」即ち「国民」本位の境内整備は、密接に関連してゐたといへよう。

因みに賀茂百樹は、「実は大正四年のことでありました、当時明治神宮奉斎の御詮議最中で、青山練兵場をその外苑にするといふ問題が起つた時、赤坂区では靖國神社を其地へ御遷座して頂きたいといふ輿論が起り、遂に同区ではその請願方を決議したところ、麴町区では、御遷座反対を提議したやうな訳です。／私はその時に、靖國神社の御遷座は兎に角、現在の御社地のまゝでも、伊勢の内外両宮の如き御関係を以て祭祀せらるゝことが、我が国体を顕彰せらるゝ一大活教訓にもなりはしいか、⁽¹⁴⁾即ち始めに申し述べました通り、明治神宮は国民の忠誠の結晶であり、靖國神社は皇室御仁慈の発現である、そこに我が国の美はしき君臣の情誼が言挙げせずして事実⁽¹⁵⁾に示されて居る、さういふ国体の精華をも不言の間に宣揚することにもなるのであると思ひ、折柄杉浦重剛翁が参拝せられた砌り、この事を語つて見たところが、翁も手を拍つて同意せられたことがあります。」と述べてゐるが、非常に興味深い認識といへる。

そもそも、明治二年に創建された東京招魂社を前身とする靖國神社の境内には、その境内に神楽殿や遊就館のみならず、馬場や相撲場、能楽堂、図書館、築山・噴水・滝、新聞縦覧所、附属地の公園的施設などが設けられてゐた。つまり、「祭神」に対する奉納行事を執り行ふ空間や記念の空間であるとともに、「参拝者」即ち「国民」への配慮に基いた空間でもある様々な要素の施設が同居してゐたのであり、その意味では、明治神宮内外苑が登場する前提、或いは〈媒介項〉としての役割をも担つてゐたといへなくも無い。

しかし当然、両者間の影響関係には、逆のベクトルも働いてゐる。大正期の靖國神社境内において「内苑」「外苑」の名称が使用されるに至つたことは、「神社境内」を広く「神社境域」(田阪美德)の意味で捉へるとするならば、大正期の明治神宮造営過程において創出された「外苑」といふ神社独特の公園的施設の登場こそ、「公共空間」としての神社(一般国民のための神社)における境内再編の象徴的な出来事であつたといへるのではないだらうか。

2 今後の課題と展望

末尾に当たり、今後の課題と展望を述べて、本稿を終へることとしたい。

まづ今後の課題としては、「近代神苑」の展開から明治神宮「内苑」「外苑」モデルの源流を探る作業をより深めていくことが挙げられる。

明治二十八年創建の平安神宮における神苑形成なども重要であるが、とりわけ、伊勢の神宮における「神苑会」といふ経験とその展開の再検討は、本格的に試みられて然るべきであらう。『神苑会史料』には、「地方ノ志士、太田小三郎深く現状ニ慨アリ、奮テ 宮域ノ肅清ヲ復シ、進テ神都ノ大観ヲ興サント欲ス。窃ニ同志数輩ト謀リテ良図ヲ講ズル者茲ニ日アリ、更ニ抱負ヲ述テ三重県令石井邦猷ノ賞賛ヲ得ルニ遇フ、乃チ機ヲ決シテ神苑会ノ事業ヲ首唱ス。」とあるが、この伊勢の神宮の「神苑」整理を目的として組織された「神苑会」も元来、「地方ノ志士」といふ三重県の「一国民」から提起された動きを契機とするものであったことは、その推進主体に明治神宮内外苑造営の発想と共通する心性があつたとはいへまいか。実際、明治神宮造営の立役者の一人である渋沢栄一も、明治二十二年三月から同三十五年十二月まで、神苑会東京事務所の評議員兼管財委員を囑託され、同四十三年十月十八日には監事囑託となつてゐる。⁽¹⁰⁶⁾さらには、「伊勢神宮の神苑整理の目的を以て組織せられたる神苑会の事業は当初有栖川宮熾仁親王殿下を総裁に故吉井友実伯会長として其端を啓き次で同殿下の薨去後は威仁親王殿下総裁となり花房子爵会長として経営二十余年に涉り漸く此程同会の目的を果したるより従来経過の事業は挙げて之れを神宮に奉獻し爾後の経営は神宮司庁に於て之れを継承する事となり三月三十日を以て解散式を挙げ併せて同会の企画せる事業の経過を碑に刻して神苑内に建設の筈なりと云ふ」⁽¹⁰⁶⁾推移を辿つた経験が、後の明治神宮奉賛会の発想に活かされてゐると考へることも出来るのではないか。実際、大正三年の『神社奉祀調査会特別委員会報告』の「十、境内保護取締ニ関スル件」には、参考

資料として「伊勢両宮々域及神苑地附近家屋建設制限ノ件（明治三十四年五月）^(四)日三重県令第四五号」が付されてゐるが、明治神宮造営に当たり、伊勢の神苑会有一些程度念頭にあつたことは確かであらう。

また、宮城（皇居）における「内苑」「外苑」といふ名称の形成との関係や、宮内省系の園芸、造園、建築の関係者と明治神宮造営関係者との関わりも大いに検討の余地があらう。「宮城外苑」（或いは「宮城前広場」といふ語の使用は大正期以降のものとされるため、靖國神社と同様に明治神宮造営後の影響かもしれないが、宮城において「内苑」を冠する局は明治時代から存在した。福羽逸人は、明治二十四年から宮内省御料局技師となり、同時に内匠寮勤務となるが、同三十七年に内匠寮から独立した内苑局（同四十年に内苑寮）では局長心得となり、同三十九年には内苑頭（局長）となつた。^(四)彼は津和野藩出身の国学者福羽美静の養子で、日本初の皇室園地である新宿御苑造成を推進した農学（園芸）系造園学の源流ともいへる人物だが、彼の新宿と代々木の両御料地一体化（一大宮殿）構想や神社奉祀調査会で求められた役割、さらには折下吉延ら農学（園芸）系造園家・都市計画家への影響関係も再検討すべきである。

最後に、今後の展望として、転換点としての「明治神宮造営」といふ経験に関し、本稿で論じて来たことは異なる面からの検討の必要性も二点ほど指摘して置きたい。

明治神宮造営局参事を務めた宮地直一は、昭和十五年の座談会（四）において、明治神宮造営以前には、本殿内部の御座である「御帳台」などの社殿内部の装飾や設備に関する神社の調査・研究はさほど進展してゐなかつたが、明治神宮造営といふ経験によつて「これまで経験のない画期的な一つのことには大きな科学が出来上つた」のであり、これを契機として政府や各神社における様々な専門研究が起こり、社殿内の諸設備に慎重な注意を払はれるやうになつたと述べてゐる。つまり、明治神宮造営を画期として、実践的な「神社史」研究が発展して行つたともいへるのである。

また、明治神宮造営局の書記官・外苑課長であつた吉田茂は、昭和十六年の回想で、「其の時分には神社局には高等官給としては局長だけの俸給があつて、書記官給もなければ況んや考証官・技師・事務官さう云ふものは全然なかつたのであります。所が実際に於きましては、此処においでの方々の御教を仰いで仕事をして居つたやうな次第であります。」といふ状態だつたのが、一さんだの、斯道に堪能の方々の御教を仰いで仕事をして居つたやうな次第であります。」といふ状態だつたのが、明治神宮造営を「一つの転機」として、「それから後、専任書記官が置かれ、考証官が置かれ、建築技師も置かれ、又神社の供進金の如きも従前から見ると非常な増額を見るやうな事になつて、申さば今日の神祇院の実質的基礎と云ふものが、明治神宮の御鎮座と云ふことに依つて築かれたやうに私は考へるのであります。」と述べてゐる。^(四)即ち、神社史に関する考証的な分野における技術官僚（テクノクラート）も、明治神宮造営までは内務省神社局の専従はあなかつたのであるが、明治神宮造営は、神社行政機関（内務省神社局―神祇院）の組織整備と神社行政振興、国民崇敬発揚の転機ともなつたのであり、明治神宮造営に關与した宮地直一や荻野伸三郎らが、それまでの囑託から神社局における専従の考証官として組み込まれて行くのである。

以上を踏まへるならば、明治神宮造営といふ経験は、神社研究（神社史・神道史を基盤とする近代神道学といふ新たな学知の形成）と神社行政（各種テクノクラートの導入と内務省神社局から神祇院への展開）の重要な転換点ともなつてゐるのであり、本稿で検討した神社境内整備の問題と併せ、今後、総合的に検討する必要があると思はれる。

註

(1) 徳富猪一郎謹記「天皇陛下崩御」(坂本辰之助『明治天皇御大喪記』至誠堂書店、大正元年、もと大正元年七月三十日

付『国民新聞』所載を転載したもの) 一頁。

- (2) 以下の記述については、特に断りの無い限り、『明治神宮造営誌 復興版』(内務省神社局、昭和五年)、『明治神宮外苑志』(明治神宮奉賛会、昭和十二年)、『明治神宮五十年誌』(明治神宮、昭和五十四年)、『明治神宮外苑七十年誌』(明治神宮外苑、平成十年)、山口輝臣『明治神宮の出現』(吉川弘文館、平成十七年)、今泉宜子編『明治神宮 戦後復興の軌跡』(鹿島出版会、平成二十年)、佐藤一伯『明治聖徳論の研究—明治神宮の神学—』(国書刊行会、平成二十二年)の記述を参考とした。

- (3) 前記の諸書においては、近代園芸学の祖ともいふべき福羽逸人が特別委員であつたとの明記は無いが、明治神宮蔵『神社奉祀調査会特別委員会報告』(明治神宮編『明治神宮叢書』第十七巻・資料編(1)、国書刊行会、平成十八年)や「神社奉祀調査会特別委員会会議録(第二回)」(明治神宮蔵『神社奉祀調査会特別委員会々々議録(第一、二回分)』)を読む限りでは、明確に特別委員としての役割が求められてゐる。但し、元来、新宿御苑と代々木御料地を一体化した一大緑地帯の中に宮殿と庭園を建設する構想を有し、両者の土地が接するまでに着々と買収整理を行ふ推進力となつてゐた福羽逸人にとつては、明治神宮造営は「意外ナル事件」であつたためか、これ以後積極的な対応はしてゐない(しかし、明治神宮造営では、彼の弟子に当たる原熙や折下吉延らが活躍した)。「福羽逸人 回顧録」(国民公園協会新宿御苑、平成十八年)、鈴木博之『東京の地霊』(ちくま学芸文庫、平成二十一年)「新宿区—新宿御苑 幻と化した「新宿ヴェルサイユ宮殿」—造園家・福羽逸人の構想と三代の聖域—」を参照。

- (4) 越澤明『東京都市計画物語』(ちくま学芸文庫、平成十三年) IV 「神宮外苑の銀杏並木」一〇〇—一〇四頁。

- (5) 陣内秀信「都市空間「原宿」の魅力」(前掲、今泉宜子編『明治神宮戦後復興の軌跡』)二七〇頁。

- (6) 拙稿「明治神宮史研究の現在—研究史の回顧と展望—」(『神園』第六号、平成二十三年)。

- (7) 「明治神宮鎮座九十年記念公開学術シンポジウム「明治神宮をめぐる人々—近代神社における環境形成の転換点—」(『神園』第五号、平成二十三年)を参照。なほ、本稿は同シンポジウムにおける自身の発題をもとに論文化したものである。

- (8) 拙稿「神道史からみた近代仏教」(『近代仏教』第十八号、平成二十三年)、同「慰霊の「公共空間」としての靖國神社」(『軍事史学』第四七巻第三号、平成二十三年)も参照。

- (9) 例へば、三本木健治『公共空間論—水と都市をめぐる—』(山海堂、平成四年)や篠原雅武『公共空間の政治理論』(人文書院、平成十九年)などを参照。

- (10) 齋藤純一『公共性』(岩波書店、平成十二年) viii—x頁。
- (11) 社団法人公共建築協会監修・PUBLIC SPACE 編集委員会編著『PUBLIC SPACE 公共空間—ヨーロッパの街並みとひろば—』(ケイブン出版株式会社、平成五年) 三、四三頁。
- (12) 都市デザイン研究体『復刻版 日本の広場』(彰国社、平成二十一年) 六頁。
- (13) 吉田伸之・長嶋弘明・伊藤毅編『江戸の広場』(東京大学出版会、平成十七年) i頁。
- (14) 原田勝正『駅の社会史—日本の近代化と公共空間—』(中公新書、昭和六十二年) 二一五頁。
- (15) 石川幹子『公共空間としての公園・緑地』(植田和弘・西村幸夫・神野直彦・間宮陽介編『岩波講座 都市の再生を考える 第七巻 公共空間としての都市』岩波書店、平成十七年)。また、『日本建築学会叢書2 都市建築の発展と制御 シリーズII 緑地・公共空間と都市建築』(社団法人日本建築学会、平成十八年) なども参照。
- (16) 小寺駿吉「日本における公園の発達とその封建的基盤—特に東京についての分析—」(『公園史と風景論—小寺駿吉論文集—』千葉大学園芸学部造園学科風景計画論研究室、昭和五十一年)、丸山宏『近代日本公園史の研究』(思文閣出版、平成六年)、白幡洋二郎『近代都市公園史の研究』(思文閣出版、平成七年)、小野良平『公園の誕生』(吉川弘文館、平成十五年) などを参照。
- (17) 田中正大『日本の公園』(鹿島研究所出版会、昭和四十九年) 六頁。
- (18) 国立公文書館所蔵『公文録』第百九巻、明治六年一月、大蔵省伺二「府県公園地御定ノ儀伺」、同『太政類典』第二編、百十五巻、地方二十一・土地処分八「府県二公園ノ地所ヲ扱ハシム」。前掲、丸山宏『近代日本公園史の研究』序章を参照。
- (19) 『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』(営繕管財局国有財産課、大正十五年八月編纂) 一一二頁。
- (20) 内務省地理局編輯『例規類纂 明治十七年七月』(橘書院、昭和五十六年) 四六九—四七二頁。
- (21) 国立公文書館所蔵『記録材料・大蔵省考課状』。柳五郎「太政官制公園の研究」(『造園雑誌』第四五巻第四号、昭和五十七年)、同「公園設置の近代化」(『造園雑誌』第四六巻第二号、昭和五十七年)、同「風致地区に与えた創建神社の影響」(『造園雑誌』第五三巻第五号、平成二年)、前掲、丸山宏『近代日本公園史の研究』を参照。
- (22) 小澤圭次郎「明治庭園記」(『明治園芸史』日本園芸研究会、大正四年)「西鳥越町太神宮の園池新脩の事」一一八頁。なほ、国立公文書館所蔵『太政類典』第二編、第二百五十九巻、教法十、神社八に中西現八創建の皇大神宮遥拝所に関する史料が複数存する。

- (23) 松山恵「明治初年東京における「諸神社遙拝所」の簇生について―教部省教化政策の実像に関する一考察―」(『駿台史学』第一四二号、平成二十三年)を参照。
- (24) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)補論1「近代の神社神道と経済問題」、三七〇頁。
- (25) 阪本是丸『近代の神社神道』(弘文堂、平成十七年)を参照。以下の記述も同様。
- (26) 佐伯有義「神職と公共事業」(『全国神職会会報』第三十六号、明治三十五年七月二十日発行)。
- (27) 『東京市史稿』遊園篇第六(東京市役所、昭和十一年)五七二―六一三頁。
- (28) 石川幹子『都市と緑地―新しい都市環境の創造に向けて―』(岩波書店、平成十三年)二〇一、二〇二頁。なほ、日枝神社、愛宕神社、湯島神社など、この時点までに「公園地」となつてゐた神社境内もあつた。例へば、明治十四年六月八日には、東京府が市内の風致地区を府の公園に指定した際、麴町区永田町二丁目の日枝神社は、その願出により、全境内地を一括して、東京府の「公園地」として編入されてゐた(『日枝神社史』日枝神社御鎮座五百年奉賛会、昭和五十四年、第十一章「境内地の公園指定と解除」を参照)。
- (29) 前掲、小野良平『公園の誕生』六六頁。
- (30) 明治二十六年十月十五日、庭園家小澤圭次郎は、日本園芸会の小集会で「公園論」を講演し、社寺境内公園に批判を加へてゐる(『東京市史稿』遊園篇第七、東京都庁、昭和二十七年、四一〇―四三三頁)。また、野嶋政和「近代公園の成立過程における国民統合政策の影響」(『ランドスケープ研究』第五八巻第五号、平成七年)も参照。
- (31) 前掲、『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』三二四、三二五頁。
- (32) 宮尾詮・稲村貞文『増訂 社寺行政法講義』(集成堂、明治四十五年)七〇八頁。かかる前提には、指定されてゐた「公園」の現状認識が余り芳しく無かつたことも関係してゐよう。細野猪太郎『東京の過去及将来』(金港堂、明治三十五年)第十一章「東京の公園」一七二頁には、「東京市に所謂公園と称せらる、者四十有九箇所あり而かも帝室の経営する上野公園を除きては公園たるの体裁をなすものなし、芝公園の雅趣なき森林に過ぎざる、浅草公園の淫猥なる見世物場たる、飛鳥山公園の無造作なる丘陵たる観ある、吾人之を以て市民が一日の労を慰し身心の健全を求むべき共有の遊苑なりとなす能はざるなり、去れば是等大公園を除きたる自余四十幾個の公園は纔に其標榜によりて遊杖者が公園たるを知り得る有様なるを以て荒蕪蕪雜唯だ一個の火除地たるの観あり、(…後略…)」と記されてゐる。
- (33) 上原敬二『神社境内の設計』(嵩山房、大正八年)五五―五七頁。ただ、中嶋節子「近代京都における「神苑」の創出」

〔日本建築学会計画系論文集〕第四九三号、平成九年）が、「このように潜在的に認識されていた公園としての社寺境内の存在が、大正期末から昭和初期にかけて指摘され、強調されるようになる。この時期、都市開発によって都市内および周辺の緑地や空地が減少していったことで、都市公園の必要が叫ばれ、大正八年（一九一九）の都市計画法施行以降、都市公園の充実は都市計画の重要な柱のひとつとして掲げられていった。しかし、公園を設置するために都市内に新たな土地を確保することは容易ではなく、都市公園の代用として、あるいは一類型として社寺境内が注目されるようになったのである。寺院境内は、大正末頃から児童公園などの児童福祉のために開放される。／寺院境内に対して社寺境内は、国民精神の拠り所としての位置付けから、公園化に対する意見は様々で、大きくは都市公園として利用すべきとするもの、社寺の尊厳を維持するため公園化すべきではないとするものに分かれる。前者は、都市計画家や造園家によるものが多く、後者は社寺行政に関する立場の人々によって主張された。」と述べてあることも念頭に置くべきであらう。

- (34) 井下清『造園叢書第四巻 公園の設計』（雄山閣、昭和三年）九二、九三頁。なほ、井下は、後年の『緑地生活』（羽田書店、昭和十八年）「社寺境内と公園」においても、「我が国の誇りとも見るべき多数の社寺境内の公園的共用」（四二頁）と述べてをり、「昔は神社・寺院は其の氏子・檀家の信仰の対象であると共に社会行政的の働きにまで及び、戸籍・教育並に救済等の中心であり、公会堂・倶楽部・学校・役場でもあつて、神職・僧侶は徳高く学識に富む人として、事物の裁断と学問と生活処世の指導を仰いでゐたのであつた。随つて其の境内は神仏の苑園であるのみならず、殿堂の庭であり、最も敬愛する長者の庭園であつて、総ての人々が親しみを以て集る休養慰安の処となり、児童には最上の楽しい遊戯場であり、生涯を通じて深き印象の刻みつけられてゐる鎮守の森であつた。一朝、吉凶禍福に際しては、人々は期せずして鎮守の森に檀那寺の庭に集ひ、共に喜び共に憂ひ、協和扶助の精神を堅うし、共同生活の幸福を擁護する為には死をも惜しまぬ多くの麗しい史実や悲壮な物語も、是等境内に湧き出たのであつた。」（四〇頁）とも記してゐる。

- (35) 大屋靈城『計画・設計・施工公園及運動場』（裳華房、昭和五年）第十一項「社寺境内及学校運動場の利用」、九四頁。
- (36) 櫻井稲麿『現行神社法令通解』（帝国神祇学会、昭和二年）六二、六五頁。
- (37) 内務省神社局編纂『神社法令輯覧』帝国地方行政学会、大正十四年）五八五頁。
- (38) 神祇院総務局監輯『最新神社法令要覽 増補版』（京文社、昭和十六年）四七五頁。
- (39) 足立収『神社制度綱要』（中外印刷株式会社出版部、昭和五年）七五頁。
- (40) 前掲、宮尾詮・稲村貞文共著『増訂 神社行政法講義』七三九、七四〇頁。

- (41) 前掲、櫻井稻麿『現行神社法令通解』七二頁。
- (42) 前掲、上原敬二『神社境内の設計』六〇、六一、一三五、一三六頁。
- (43) 上原敬二『神苑の設計に就いて』(『造園学雑誌』第二卷第三号、大正十五年)。
- (44) 但し、「公共空間」の観点からいへば、上原敬二が「我々には都市計画の遂行上都市に於ける、小公園、遊園地、学校の運動場、神社境内、仏寺領域等の間には一貫した地方民衆の中心となるべき共通の観念が潜んで居るやうにも思はれる。」(『神社の境内とその森林』『國學院雑誌』第二八卷第十一号、大正十一年)と述べてゐることに注意を要する。
- (45) 本郷高德『社寺の林苑』(雄山閣、昭和四年)。以下の引用は、一五九、一六〇頁。
- (46) 『神社及墓地と其の林苑』(北海道庁地方林課、刊記なし。但し、北海道庁技師・津村昌一の「緒言」には、「非常時日本を反映して国体明徴の声今や津々浦々までも響き渡れるときに当り…」とある)二、四頁。
- (47) 重森三玲『社寺の庭園』(河原書店、昭和十五年)八頁。
- (48) 前掲、中嶋節子『近代京都における「神苑」の創出』。
- (49) 高木博志『近代神苑試論—伊勢神宮から橿原神宮へ—』(『歴史評論』第五七三号、平成十年)。
- (50) 青井哲人『植民地神社と近代日本』(吉川弘文館、平成十七年)一四六、一四七頁。
- (51) 高木博志『陵墓と文化財の近代』(山川出版社、平成二十二年)六四—六六頁。
- (52) 畔上直樹『戦前日本の神社風致論と明治天皇の「由緒」』(歴史学研究会編『由緒の比較史』、青木書店、平成二十二年)。
- (53) 佐藤一伯『明治神宮内外苑の造営と阪谷芳郎—近代東京の「神苑」におけるモノと心—』(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年)。
- (54) 『明治神宮創立の議』(『全国神職会会報』第百六十六号、大正元年八月二十五日発行)。
- (55) 大正元年八月三日条、同二年三月十三日条。『阪谷芳郎 東京市長日記』(社団法人尚友倶楽部、平成十二年)。同二年三月八日条。『明治神宮奉賛会日記』(阪谷芳郎)『前掲、明治神宮編』『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1)。なほ、大丸真美『明治神宮の鎮座地選定について』(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第一七号、平成八年)、前掲、佐藤一伯『明治聖徳論の研究—明治神宮の神学—』第六章も参照。
- (56) 山口輝臣『神社奉祀調査会について(上)—明治神宮計画における「由緒」と「風致」—』(『海南史学』三九、平成十三年)。

- (57) 目黒雨峯「再び神社奉祀調査会に就いて」(『全国神職会会報』第百八十七号、大正三年五月二十五日発行)。
- (58) 目黒雨峯「三度神社奉祀調査会に就いて」(『全国神職会会報』第百八十八号、大正三年六月二十五日発行)。
- (59) 『明治神宮奉賛会日記』(阪谷芳郎)、『明治神宮編』『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1)。
- (60) 前掲、山口輝臣『明治神宮の出現』八四頁。
- (61) 「明治神宮建設ニ関スル覚書」(明治神宮蔵『明治神宮蔵』『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1)。
- (62) 明治神宮蔵『明治天皇奉祀ニ関スル建議並請願』(前掲、明治神宮編『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1))。なほ、池邊義象と今井清彦は神宮教院本教館の同窓で、今泉定介と池邊義象は東京大学文学部(帝国大学文科大学)附属古典講習科の同窓である。
- (63) 「明治神宮奉建の閣議決定」(『竜門雑誌』第三〇七号、大正二年十二月、渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第四十一巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、昭和三十七年、五二五、五二六頁)。
- (64) 「神宮奉建調査会 官制近く発布されん」(『中外商業新報』第九九三二号、大正二年十二月十六日、前掲、『渋沢栄一伝記資料』第四十一巻、五三〇頁)。
- (65) 「神宮参道の変更」(『全国神職会会報』第百九十号、大正三年八月二十五日発行)。
- (66) 前掲、山口輝臣『明治神宮の出現』八四―八六頁。また、福羽逸人の新宿御苑における一大宮殿構想も興味深い(前掲、『福羽逸人 回顧録』一五六頁)。
- (67) 埼玉県飯野町長・双木八郎外一名「十 明治神宮ヲ飯能町朝日山ニ建設セントスルノ請願」(明治神宮蔵『明治天皇奉祀ニ関スル建議並請願』、前掲、明治神宮編『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1))。
- (68) 織田正誠・弘田重光(『代々木が原の神苑』東海印刷株式会社出版部、大正十年)。
- (69) 阪谷芳郎「明治神宮御造営ノ由来」(明治神宮奉賛会、昭和七年)七頁。これは、「昭和五年十一月一日明治神宮御鎮座十年記念ノ為メ放送」したもの。
- (70) 『神社奉祀調査会会議録』(第三回)、『明治神宮蔵』『神社奉祀調査会会議録』第二、三、四、五、六回分)。
- (71) 『神社奉祀調査会会議録』(第四回)、『明治神宮蔵』『神社奉祀調査会会議録』第二、三、四、五、六回分)。
- (72) 明治神宮蔵『神社奉祀調査会特別委員会報告』(前掲、明治神宮編『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1))。また、「神

社奉祀調査会経過要領ノ件(国立公文書館所蔵『公文類纂』大正四年・第十一卷・内務省・大蔵省)「社奉祀調査会経過要領ノ一」「社奉祀調査会経過要領ノ二」、東京公文書館所蔵『明治神宮ニ関係スル書類』(『史料集 公と私の構造5 日本大博覧会と明治神宮』ゆまに書房、平成十五年に所収)も参照。

- (73) 前掲、「社奉祀調査会経過要領ノ一」。
- (74) 「明治神宮造営局官制ヲ定メ○高等官官等俸給令中ヲ改正○社奉祀調査会官制ヲ廃止ス」(国立公文書館所蔵『公文類聚』第三九編・大正四年・第二卷・官職門一・官制一(内閣〜海軍省))。
- (75) 前掲、内務省神社局編『明治神宮造営誌 復興版』六二頁。
- (76) 明治神宮奉賛会編『明治神宮外苑奉献概要報告』(大正十五年十月)六一九頁。
- (77) 前掲、明治神宮奉賛会編『明治神宮外苑奉献概要報告』一一、一二頁。
- (78) 前掲、明治神宮奉賛会編『明治神宮外苑奉献概要報告』四三頁。
- (79) 前掲、明治神宮奉賛会編『明治神宮外苑奉献概要報告』四七―五五頁。
- (80) 『佐野利器 佐野博士追想録』(佐野博士追想録編集委員会、昭和三十二年)一六頁。
- (81) 前掲、内務省神社局編『明治神宮造営誌 復興版』八二、八三頁。
- (82) 小林政一「佐野先生と明治神宮造営」(『建築雑誌』七二、昭和三十二年)。
- (83) 佐野利器『現代の科学』(財団法人日本青年館、大正十一年)二、二七頁。
- (84) 『小林政一先生』(小林政一先生追憶録刊行会、昭和五十三年)三四頁。
- (85) 前島康彦編『折下吉延先生業績録』(折下先生記念事業会、昭和四十二年)五一―五三頁。
- (86) 吉田茂「外苑工事に就て」、折下吉延「外苑の苑池設計に就いて」(いづれも庭園協会編纂『明治神宮』嵩山房、大正九年に所収)。
- (87) 徳川家達・渋沢栄一・阪谷芳郎・三井八郎右衛門「外苑将来の希望」(『明治神宮奉賛会通信』第八十五号、昭和二年一月発行、明治神宮編『明治神宮叢書』第十九卷・資料編(3)、平成十八年、大正十五年十月二十二日)。
- (88) 前掲、本郷高徳『社寺の林苑』一六一―一六四頁。以下も同様。
- (89) 田坂美徳「社外苑の種別」(『公園緑地』六一七、昭和十七年、前島康彦編『田坂美徳先生遺稿集』田坂美徳先生記念会、昭和四十五年)。

- (90) 折口信夫「新神道の顕現」(昭和二十六年、伊達巽「明治神宮の創建と発展」『神道史研究』第一三卷第五・六号、昭和四十年)には、「明治神宮のあの広い外苑の広さもわれわれは馬場だと考へる。外苑の印象が馬場の構造の印象を失つた時代の人々の内に復活したものと考へることによって信仰の深さを思はずには居られない。外苑を計画するにあつて技術の頭が馬場の幻影を持つたことを思はずには居られない。参道から鳥居を越え真すぐのびるのが近世のやしろの形だが、そののみが必ずしも古式ではない。絵画館、野球場等のあるあの外苑の形も理由のあることである。同様の絵画館がわれわれの考へでは明治神宮の構造を模索した人々の心につきつめられて現れた形と見る時、絵馬堂、絵馬殿の印象が拡大されて考へられたのであらふ。(…中略…) 明治神宮外苑には明治大正時代の神道の理想をどういふやうにするかと追求した結果が部分部分にあらはれてゐる。ただそれが統一的でないから神社とは無関係である如く見えるかも知れないのである。それを総合統一して—明治時代の幻影、新しい神道の理想を実現する必要があると思ふ。(…中略…) 明治神宮は今までの神道のうちどめであり、これからの神道の出发点になるやうな感じがする。」とある。
- (91) 「神社奉祀調査会特別委員会会議録(第二回)」(明治神宮蔵『神社奉祀調査会特別委員会々議録(第一、二回分)』)には、以下の如きやり取りがあつた。「○阪谷委員長 チヨツト話ヲ挟ミマスガ、福羽(筆者注・逸人)サンガ御出ガナイガ、神社ニハ競馬ノ絵ナドガ能ク掲ゲテアリマスガ、競馬トカ流鏑馬トカ云フモノハ神社ト何カ関係ガアルノデスカ。○荻野(筆者注・仲三郎)委員 其神社ニ奉納セラレタリシタ因縁デアアルノデス、ダカラ此処デアラウト思ヘバヤツテモ宜イノデス。○井上(筆者注・友一)委員 サウ云フ問題ハ絵馬堂能楽堂ニ付テモ同ジダラウト思ヒマス、若シ寄附ガアレバヤル、今ノトコロハ直接必要ナルモノダケデアリマス、サウ云フモノハ外苑ト同ジク、寄附等ノモノガアレバヤツテモ宜カラウト思ヒマス。○阪谷委員長 サウ云フコトハ福羽サント伊東(筆者注・忠太)サンノ方ノ担任ニナルノデスガ、落チテシマツテハイケナイカラ一寸言フテ置クノデアリマス。○井上委員 自然外苑問題ノ時分ニ併セテ御研究ヲ願ヒマセウ。」
- (92) 阪谷芳郎「明治神宮奉賛会経過(大正五年三月四日麻布区役所楼上にて演説)」(『明治神宮奉賛会通信』第四号附録)。
- (93) 山口正興「帝都に一大神苑の開設を望む」(『全国神職会会報』第百三三号、明治四十年五月二十日発行)。
- (94) 賀茂百樹編『靖國神社事歴大要』(国晃館、明治四十四年)「社殿並建造物及域内神苑の事」二七、二八頁。
- (95) 前掲、『靖國神社百年史 史料篇上』(靖國神社、昭和五十八年)「社地一覽」六六六、六六七頁。
- (96) 「靖國神社の神苑改造」(『全国神職会会報』第百九十六号、大正四年二月二十五日発行)。

- (97) 前掲、『靖國神社百年史 史料篇上』五三九頁。
- (98) 前掲、『靖國神社百年史 史料篇上』五四〇―五四二頁。
- (99) 前掲、『靖國神社百年史 史料篇上』四九四―四九六頁。
- (100) 前掲、『靖國神社百年史 史料篇上』一四九―一五六頁。
- (101) 「行政調査会書類・十二幹事会小幹事調査案」(国立公文書館所蔵『各種調査会委員会文書』)。
- (102) 拙稿「国家神道と靖國神社に関する一考察―神社行政統一の挫折と賀茂百樹の言説をめぐって―」(『國學院大學研究 開発推進センター研究紀要』第一号、平成十九年)。
- (103) 賀茂百樹『明治神宮と靖國神社』(大日本皇国会本部、大正十一年)二六、二七頁。
- (104) 藤井清司編『神苑会史料』(神苑会清算事務所、明治四十四年)二頁。
- (105) 前掲、藤井清司編『神苑会史料』二七六、九六八頁。
- (106) 「神苑会解散式」(『全国神職会会報』第百四十九号、明治四十四年三月二十五日発行)。
- (107) 明治神宮蔵『神社奉祀調査会特別委員会報告』(前掲、明治神宮編『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1))。
- (108) 前島康彦『皇居外苑』(郷学舎、昭和五十六年)二〇頁。
- (109) 鈴木博之監修『皇室建築―内匠寮の人と作品―』(建築画報社、平成十七年)二四、四〇一頁、前掲、『福羽逸人 回顧録』を参照。
- (110) 明治神宮蔵『明治神宮御造営の由来を語る』(昭和十五年十月二十七日東京中央放送局ニ於テ「明治神宮御造営の由来を語る座談会」速記録、座談会参加者Ⅱ吉田茂、伊東忠太、本多静六、宮地直一、牧彦七。前掲、明治神宮編『明治神宮叢書』第十七卷・資料編(1))。
- (111) 『神社局時代を語る』(神祇院教務局調査課、昭和十七年、昭和十六年六月十一日、神祇院主催の懇談会速記) 八六―八九頁。

附記 本稿は、平成二十三年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「帝都東京における神社境内と「公共空間」に関する基礎的研究」(研究課題番号…二二五二〇〇六三、研究代表者…藤田大誠)、並びに明治神宮国際神道文化研究所平成二十三年度共同研究「明治神宮史に関する総合的・学際的研究」における研究成果の一部である。